

レクリエーションタイム

議会質問について

- ・ 会派要望の時期と回答時期

(予算へのせい 10月~11月)
予算要求

- ・ 予算や財政を難しく考え過ぎない

(歳入を確保すれば良い)

- ・ 財政について職員は難しく答弁するが、

理屈は以外と簡単

- ・ 答弁調整で修正を求められる質問は

課題が多い (答えにくい)

- ・ 質問の仕方では知識の浅い深い解かるが、
読まれない程度に
- ・ 前向きかどうかは表現の仕方解かる
- ・ 与党ととらえられているか
野党ととらえられているか表現解かる
- ・ 市長や部長が仕事しやすいようにする
誘導質問は大歓迎
- ・ 部長や課長は20年、30年仕事してきたプロ

- ・ 委員会で答弁する課長は現場の責任者で
多くの資料を持っている
- ・ 中途半端な追求は意図解かりにくくなる
- ・ 決算委員会で感じる事
- ・ 数字の答弁とその評価は理解しやすく良い質問
- ・ 予算と決算の認識は大切

レクリエーションタイム

予算関係について

- ・ 国の予算スケジュールと国への要望時期
- ・ 行革効果の見える化（市民福祉向上基金）
- ・ 国保特会への基準外繰出¹/₂（税）の課題
- ・ 目的基金の積極的活用
- ・ 老朽化対策で一時修繕の是非

- ・ 建築設計の迅速化とストック
- ・ 広域行政は責任があいまいで負担金に対して甘い
- ・ 広域行政の団体間の意識の差（行革、予算）
- ・ 国の省庁の動き大切（6月より年末にかけて）
- ・ 新規事業、モデル事業（国）は後年度負担に

十分注意（止める勇気）

- ・ 決算カードの見方
- ・ 予算時期と決算時の歳入の差の議論
- ・ 収支調整のテクニック
- ・ 生活保護扶助費

（被保護者の転入転出による尺度）

予算、決算の質問の ポイント

議員が知っておくべき財政の話

基礎編 2

自己紹介

1974年（昭和49年）大阪府寝屋川市役所入庁

2007年（平成19年）企画財政部次長 兼 財政課長

2010年（平成22年）経営企画部長

2011年（平成23年）人・ふれあい部長

2012年（平成24年）財務部長

2013年（平成25年）理事 兼 財務部長

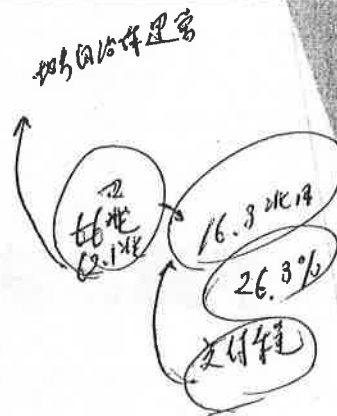
2014年（平成26年）会計管理者（理事待遇）

2016年（平成28年）公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
常務理事 兼 事務局長

地方交付税

地方交付税

- ・ 地方交付税の大きさ
- ・ 地方交付税の機能と課題
 - ① 財源保障機能
 - ② 財政調整機能
 - ③ 政策誘導機能
- ・ 地方法人税の創設
- ・ 地方交付税の問題



財務省
財務制度等審議会
財政制度分科会

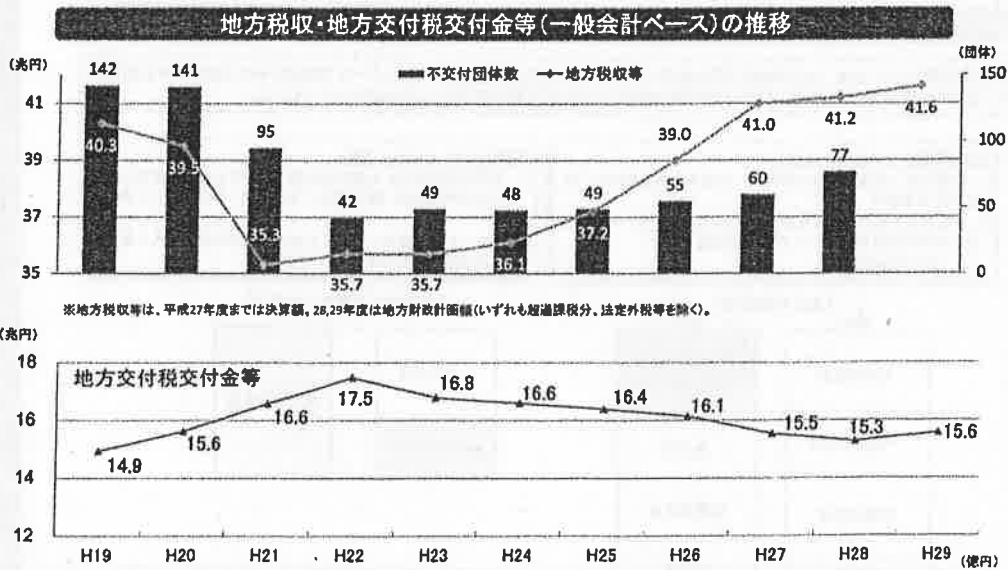
地方財政

平成29年5月10日

【地方財政】

- ・日本の市町村は小さいところが多く、補助金・交付税等を使いきれずに基金がたまっている場合があり、市町村の合併等による地方自治体の広域化が必要。
- ・基金の積み増し問題に関して、背後に自治体間の財政力格差というものがあり、その是正が必要。
- ・地方基金残高の余裕があるならば、借換債の縮小等、PB改善に寄与するよう、地方財政計画への反映を工夫すべき。
- ・財政調整基金は、年度間の財源の不均衡をならすために必要とされているが、傾向的に増えていることは問題。
- ・地方財政計画と地方決算との間にPDCAサイクルを適切に回して、国・地方の財政資金をよりの確に使うようにすべき。
- ・全体を通じて地方財政の「見える化」を進めるべき。社会保障では地域差の指標が作られているが、地方財政についても地域差が分かるようにすべき。
- ・「見える化」をして、住民がコストと効果を理解できるようにすべき。財源がどこからきているのかという住民の意識を高める必要。
- ・トップランナー方式を一層拡大するなど、合理化に向けた取組を進めていく必要。

↳ 行政が進んでいるところを主体とする。



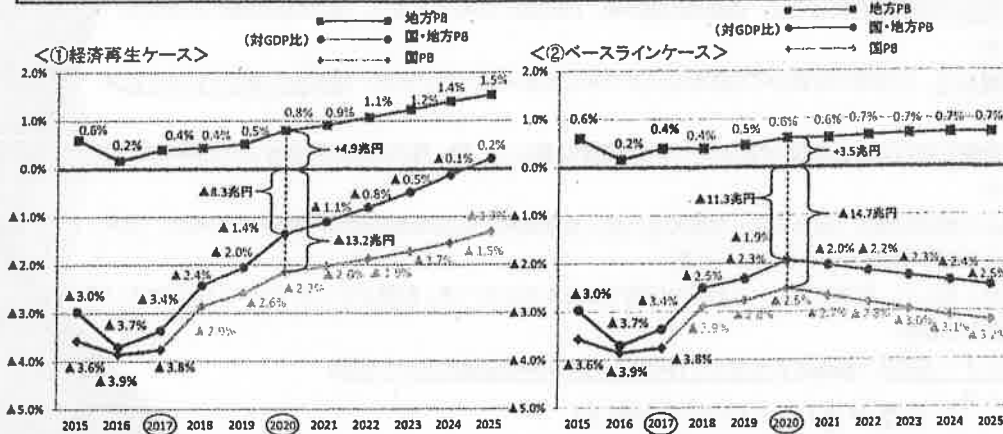
	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29
地方交付税交付金等	149,316	156,136	165,733	174,777	167,845	165,940	163,927	161,424	155,357	152,811	155,671
増減	-	6,820	9,597	9,045	▲6,933	▲1,904	▲2,014	▲2,502	▲6,068	▲2,546	2,860

国・地方PBの将来試算

内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における主要な想定

○ 経済シナリオ

- ①「経済再生ケース」：デフレ脱却・経済再生に向けた経済財政政策の効果が着実に発現(2018-25年度平均:名目3.7%、実質2.2%)
- ②「ベースラインケース」：経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移(2018-25年度平均:名目1.5%、実質0.9%)



マクロの地方交付税総額とミクロ(各地方公共団体ごと)の地方交付税配分額

○ 地方交付税については、地方財政計画の歳入・歳入及び地方交付税総額がマクロベースで決定された後に、これを前提として、ミクロの各地方公共団体に対する地方交付税交付金の配分額が決定される仕組みとなっている。

予算編成時(9月~12月)

1. 全自治体(都道府県及び市町村)の歳入歳出を見込み、収支不足を見積り
2. 収支不足を補てんするため、法定部分に加えて、一般会計からの特別加算等を行って交付税を増額
⇒ 交付税総額の決定

予算決定後(1月~7月)

1. 予算編成で決定した交付税総額を配分するため、基準財政需要の算定の基準(単位費用、測定単位、補正係数)を毎年改定
2. 改定した算定基準により、各自治体の基準財政収入と基準財政需要を算定して普通交付税を配分

【地方財政計画】

歳出	歳入
給与関係費	歳入歳入ギャップを補てん ⇒ 交付税総額の決定
一般行政経費	地方税
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債

【各団体の普通交付税算定】

地方交付税	基準財政需要
基準財政収入	

⇒ 総務省と財務省の折衝を経て、交付税総額が決定。

⇒ 普通交付税(交付税の94%)：7月に決定
特別交付税(交付税の6%)：12月・3月に決定
総務省が決定

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月日	7月26日(水) ~ 7月28日(金)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資	
目的・内容・結果等	(7月26日) 1245~1545 リニューアルした北淡震災記念公園(野島断層保存館)視察。 阪神・淡路大震災と同じ震度7の揺れの体験や震源断層である野島断層の動き等震災資料を調査した。 (7月27日) 1100~1700 (7月28日) 0930~1700 一般社団法人 日本経営協会主催に議員・自治体職員向け研修「これからの地方自治体監査の役割とあり方」を受講した。 なお、質疑時間があり終了は1700でした。 受講内容は、添付のプログラムのとおり。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		

支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
		調査研究費	
	研修費	車賃 21,645 日当 10,500 宿泊費 24,600 駐車場代 6,600 高速代 15,660 研修参加費 31,320 振込み手数料 432 入館料 700	111,457
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		111,457

領収証書及び支払証明書添付枚数 18 枚

備考

▶ プログラム ◀

1 日目

1. 地方自治体のアカウンタビリティ

- (1) 公的説明責任
～地方自治体の特徴と企業との相違
- (2) 公会計制度の変遷
- (3) 民間経営手法の導入

2. 地方公会計・公監査改革の動向

- (1) 公会計改革の概要
- (2) 現行の地方自治体会計の課題
- (3) 地方自治体の不正経理
(会計検査院の指摘事例等)
- (4) 地方自治体の監査制度の概要
- (5) 地方自治体監査を巡る最近の動向
- (6) 地方制度調査会の答申

2 日目

3. 地方自治体の内部統制

- (1) 民間企業における内部統制
- (2) 総務省報告書の概要
- (3) 監査委員監査の役割

4. 新地方公会計制度の概要

- (1) 地方公会計整備の意義、経緯
- (2) 統一的な基準による財務書類の概要
- (3) 財務書類の分析
- (4) 新地方公会計への監査委員の対応

5. 行政評価の実施とVFM監査 ※

- (1) ニュー・パブリック・マネジメント理論の概要
- (2) 行政評価の概要
- (3) 行政監査の事例

※VFM (Value for Money) 監査
…支出に見合った価値のある監査

6. 地方財政健全化法

- (1) 健全化法の概要
- (2) 4指標の関係
- (3) 健全化判断比率等の審査にあたってのポイント

講師紹介：石崎公認会計士事務所 公認会計士・税理士 **いし ざき かず と** 石崎 一 登 氏

平成11年公認会計士第2次試験合格、平成15年公認会計士試験第3次試験合格。大手監査法人において、民間企業、学校法人、独立行政法人、公益法人等の会計監査、地方公共団体関連業務に従事。平成16年6月～平成18年12月、会計検査院の調査官として任期付採用。監査法人退職後は、公益法人等の監事や公会計、非営利会計分野のコンサルティングを中心として業務を実施している。豊中市包括外部監査人（平成24年度～平成26年度）、奈良県市町村総合事務組合監査委員、日本公認会計士協会近畿会非営利会計委員会委員、社会・公会計委員会委員。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 寺内 憲資



1 視察者氏名

寺内 憲資			

- 2 視察期間 29年 7月26日
 3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
7月26日(水) 兵庫県淡路市所在 北淡震災記念公園	平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」の震源断層である活断層「野島断層」を保存・展示している上、震災体験館や断層の真横に立っながら壊れなかったメモリアルハウスの展示等、リニューアルした北淡震災記念公園を南海地震対策の参考とするため視察した	「阪神・淡路大震災」の震源断層である活断層「野島断層」は、国指定天然記念物となっており、そのままの状態屋内保存されており、破壊された道路や生垣のずれ、地割れ等を観ることができ、大地震を肌で感じる事ができた。 この断層の真横にあったにも関わらず、倒壊することもなかった民家をメモリアルハウスとして保存し、地震直後の台所も展示されており、地震の恐ろしさを目の当たりにできた。 新設された震災体験館では、兵庫県南部地震と東北地方太平洋沖地震の揺れの違いを体感でき、直下型地震の揺れと海溝型地震の揺れを体験することができた。 さらに震災シアターでは、震災や津波の映像を観ることにより、大地震・津波への備えをこれまで以上に自覚することができ、来るべき南海トラフ巨大地震への備えとして大変参考とすることができた。

※ 枠内に収まらない場合は，別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は，別紙のとおり。

参考様式1 視察に係る旅費交通費の記載例（規則様式第8号別紙）

別紙

視察に係る旅費交通費

月日	区 間 宿 泊 先	交通手段 支払区分	計算式・積算基準等	金 額 (円)
7/26 ～ 7/28	高知市から大阪 市に往復移動	自家用車	旅費明細書のとおり	21,645
〃	高知市から大阪 市への往復移動 に伴う高速料金	自家用車		15,660
〃		日当	旅費明細書のとおり	10,500
7/26 ～ 7/27	スーパーホテル 梅田・肥後橋	宿泊料	12,300×2	24,600
7/26 ～ 7/27	スーパーホテル 梅田・肥後橋	ホテル駐車 場代	1,000×2	2,000
	以下空欄			
合 計				74,405

※ 支出を伴わない移動（徒歩、相手方による送迎等）は記載不要。

※ 旅費は、高知市役所を出発地として計算。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計			
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額		実費額	日 数			定額	夜 数	
26	高知 (9:00)		淡路 (12:00)							(223km)					円	8,251			
	淡路 (16:00)		大阪 (17:00)				(72km)	1	3,000	1	14,800							20,464	
7		用務		大阪市												17,800			
28	大阪 (17:15)		高知 (21:15)				(290km)	1	4,500									15,230	
支 度 料					円														
旅行雑費					円														
合 計					円	0.0	円	0	円	0	円	3	円	10,500	円	2,296,600	円	(支給額)	61,745

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 自家車利用。規程により、車賃は距離×37円で計上。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. 011452

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	ト
手形	

担当者

高知市議会議員 領 収 書
寺内 憲資 様

¥ 31,320-

上記 金額正に領収いたしました。

但し「これからの地方自治体監査の役割」といふ
負担金

平成29年 6月30日

一般社団法人 日本経営協会

関西本部長 山下 裕和

- 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル
- 中部本部 〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル
- 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル
- 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル
- (03) 3403-1336(代)
- (06) 6443-6961(代)
- (052) 957-4726(代)
- (092) 431-3365(代)
- (011) 241-7500(代)

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 現在のお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。
四国銀行

取引日 29-06-30 取引店番 0051 00P4 1688
 銀行番号 支店番号 口座番号

取引区分 お支払 振込金額 ¥31,320
 お取引後の残高
 お支払可能残高

品名	数量	単価	金額	合計	残高
				¥432	

お受取人
 三井住友銀行
 大阪本店営業部
 普通 6952750
 イツハ・ンシヤタンホウジン ニホンケイエイク
 ヨウカイカンサイホンブ 様
 ご依頼人
 コウチシギ カイギン テラウチノリヨシ 様
 090-4902-0347 14:23

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

研修参加費振込み手数料
 432円

会派名：寺内 憲資

領 収 書 添 付 用 紙

1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

費目名

請求番号： 20026105-0
平成29年06月27日

〒780-0870
高知県高知市本町5丁目1番45号

高知市監査委員事務局
市議会議員
寺内 憲資 様

ご請求先

高知市議会議員 寺内 憲資 様

一般社団法人高知本経貿協会
〒550-0004 大阪府大阪市東淀川区本町4-1-1
TEL 06-6443-6962 FAX 06-6441-4319
関西本部 企画研修G

担当者： [REDACTED]

請 求 書

本会の事業につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
下記のとおりご請求申し上げますので、ご照合の上、下記の銀行口座にお振込みいただきますようお願い申し上げます。

これからの地方自治体監査の役割とあり方

請求金額 ¥31,320

請求明細

明 細	数 量	単 価	小 計	消 費 税	金 額
参加費	1	29,000	29,000	2,320	31,320
合 計					31,320

お支払期限： 平成29年07月26日

ご入金が期日に遅れる場合は、標記担当までご連絡ください。

取 引 銀 行
(下記よりお選びください)

三井住友銀行 大阪本店営業部 普通 6952750
三菱東京UFJ銀行 大阪営業部 普通 1869139
りそな銀行 大阪営業部 普通 0006463

口座名義： 高知本経貿協会
※お振込み手数料はお客様にてご負担ください。

連絡事項

～地方公会計・公監査改革の動向を踏まえて～

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

これからの地方自治体監査の役割とあり方

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別なご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方公会計・公監査をめぐっては、平成29年度中の統一的な基準による地方公会計の整備が要請されるとともに、第31次地方制度調査会の答申を受けて、内部統制の制度化や監査基準の策定を盛り込んだ地方自治法改正の検討も始まっています。このような状況のもと、監査委員（事務局）監査においても、経済性・効率性・有効性といった視点を重視した業績監査のより一層の追及など、新たな監査機能を発揮し、住民に対して十分な説明責任を果たしていくことが今後の課題となります。

本講座は、こうした最新の動向を踏まえ、これからの監査委員（事務局）監査の役割やあり方について、事例を交えながら考えることを目的として開催いたします。

公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：〈7月コース〉平成29年7月27日(木) 13:00～17:00
7月28日(金) 9:30～16:00
〈1月コース〉平成30年1月25日(木) 13:00～17:00
1月26日(金) 9:30～16:00

会 場：本会専用教室 (大阪市西区鞆本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内

講 師：石崎公認会計士事務所 石崎 一 登 氏
公認会計士・税理士

参加料	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
一般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

- なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
- ・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
 - ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
 - ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
 - ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)はいたしておりません。)

ホテル名	宿泊料(シングル)	交通	ホテル電話
リーガ中之島イン	8,000円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お申込み・お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：佐々木)

〒550-0004 大阪市西区鞆本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄四ツ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄四ツ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩8分

▶ プログラム ◀

1日目

1. 地方自治体のアカウンタビリティ

- (1) 公的説明責任
～地方自治体の特徴と企業との相違
- (2) 公会計制度の変遷
- (3) 民間経営手法の導入

2. 地方公会計・公監査改革の動向

- (1) 公会計改革の概要
- (2) 現行の地方自治体会計の課題
- (3) 地方自治体の不正経理
(会計検査院の指摘事例等)
- (4) 地方自治体の監査制度の概要
- (5) 地方自治体監査を巡る最近の動向
- (6) 地方制度調査会の答申

2日目

3. 地方自治体の内部統制

- (1) 民間企業における内部統制
- (2) 総務省報告書の概要
- (3) 監査委員監査の役割

4. 新地方公会計制度の概要

- (1) 地方公会計整備の意義、経緯
- (2) 統一的な基準による財務書類の概要
- (3) 財務書類の分析
- (4) 新地方公会計への監査委員の対応

5. 行政評価の実施とVFM監査 ※

- (1) ニュー・パブリック・マネジメント理論の概要
- (2) 行政評価の概要
- (3) 行政監査の事例

※VFM (Value for Money) 監査
…支出に見合った価値のある監査

6. 地方財政健全化法

- (1) 健全化法の概要
- (2) 4指標の関係
- (3) 健全化判断比率等の審査にあたってのポイント

講師紹介：石崎公認会計士事務所 公認会計士・税理士 **いし ざき かず と 石 崎 一 登 氏**

平成11年公認会計士第2次試験合格、平成15年公認会計士試験第3次試験合格。大手監査法人において、民間企業、学校法人、独立行政法人、公益法人等の会計監査、地方公共団体関連業務に従事。平成16年6月～平成18年12月、会計検査院の調査官として任期付採用。監査法人退職後は、公益法人等の監事や公会計、非営利会計分野のコンサルティングを中心として業務を実施している。豊中市包括外部監査人（平成24年度～平成26年度）、奈良県市町村総合事務組合監査委員、日本公認会計士協会近畿会非営利会計委員会委員、社会・公会計委員会委員。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

(15)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部 (佐々木) 宛 (この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「これからの地方自治体監査の役割とあり方」参加申込書(7838-39)				7月/1月
(フリガナ) 団体名				TEL ()
				FAX ()
所在地	〒			・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> 郵便振替 <input type="checkbox"/> その他 ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 31,320円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 34,560円 所 属 _____ ご連絡担当者 _____
(フリガナ) 参加者氏名	所属・役職名	担当経験年数	受講コース (1つを選択)	
(フリガナ)		年	<input type="checkbox"/> 7月	
		ヶ月	<input type="checkbox"/> 1月	
(フリガナ)		年	<input type="checkbox"/> 7月	
		ヶ月	<input type="checkbox"/> 1月	
(フリガナ)		年	<input type="checkbox"/> 7月	
		ヶ月	<input type="checkbox"/> 1月	
E-mailで本会セミナー情報をご希望の方はアドレスをご記入ください。⇒ []				

※該当する箇所の□に✓印をおつけください。

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内

※経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。

②がご不要の場合は□にチェックしてください。…□不要

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

寺内憲資 様

ご利用代金計算書 兼 領収証

平成 29年 7 月 12 日

野島断層保存館

団 体	大人・大学生 @. 630×		=	
	中学生・高校生 @. 270×		=	
	小学生 @. 220×		=	
一 般	大人・大学生 @. 700×	1	=	7.00
	中学生・高校生 @. 300×		=	
	小学生 @. 250×		=	
身 障 ・ 介 添	大人・大学生 @. 350×		=	
	中学生・高校生 @. 150×		=	
	小学生 @. 120×		=	

入 館 料 計	() 名様	¥ 7.00
---------	--------	--------

その他ご利用料金 (1)「ご案内冊子」 =

(2)その他【 】 =

ご 利 用 代 金 合 計	
---------------	--

淡路島
北淡震災記念公園 フェニックスパーク
 〒656-1736 兵庫県淡路市小倉177番地
 TEL.0799-82-3020
 FAX.0799-82-3027
<http://www.nojima-danso.co.jp>
 E-mail info@nojima-danso.co.jp



領収印無き場合は無効

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No 634274

野島断層保存館



本券1枚につき1名様1回限り有効です
 開館時間/AM9:00~PM5:00
 無休/年末の臨時休館がございますので、
 お問い合わせ下さい

大人 ¥700

※当日限り有効です



支 払 証 明 書

支 払 金 額	金 7, 6 0 0 円也,
内 容	高知市から研修場所の大阪市への移動に際し、高速道路を使用して移動しました。
支 払 先	NEXCO西日本、本州四国連絡高速道路株式会社
支 払 年 月 日	29年 7月 24日 ^{26日(水)} (水)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いしましたので証明願います。 会 派 名 代表者氏名 山根 堂宏 様 29年 7月 31日 依頼者氏名 寺内憲資 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 29年 7月 31日 会 派 名 公明党 代表者氏名 山根 堂宏 	

領 収 書 添 付 用 紙

会派名：寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。

領 収 書

本州四国連絡高速道路株式会社
料金所では一旦停車してください。

料金所 垂水第二
TEL 078-706-5533

17年 7月26日 車種
W本四割引 (本四) 普通
通行料金 ¥900-
ETC (本四) ¥900-
ETC 有効期限21年 7月

会員番号

本書は利用証明書です。

取扱番号224-00671613-01546

ご利用ありがとうございます。



阪神高速

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 須磨 合併

TEL 078-732-6976
6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・
第二京阪等の高速道路料金が変わりました。
詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年 7月26日16時19分
車種 普通

通行料金 ¥210-
現金 (西日本)

はじめませんか? ETC! 詳しくは
www.tokutoku-etc.jp
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号2810-14-00

ご利用ありがとうございます。



阪神高速

料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 須磨 合併

TEL 078-732-6976
6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・
第二京阪等の高速道路料金が変わりました。
詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年 7月26日16時19分
車種 普通

通行料金 ¥1,300-
現金 (阪高)

はじめませんか? ETC! 詳しくは
www.tokutoku-etc.jp
阪神高速道路株式会社
大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3
取扱番号2810-14-00

視察先の北淡震災記念公園から宿泊ホテルまでの
車移動に伴う高速料金 2,410円

領収書添付用紙

会派名：寺内 憲資

費目名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 藍住
TEL 088-692-1182

17年 7月26日 11時53分

車種 普通

通行料金 ¥3,650-
(外払)

—入口料金所— 高知
ETC 有効期限 21年 7月
会員番号 (支払 1回払い)
[REDACTED]

ケータイから高速道路の交通情報をチェック
<http://ihighway.jp>
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号 206-00081007-00

ご利用ありがとうございます。

領収書

本州四国連絡高速道路株式会社

料金所では一旦停車してください。

料金所 西淡三原
TEL 0799-36-5430

17年 7月26日 車種
W本四割引 (本四) 普通
(他社) 普通

通行料金 ¥1,540-
外払 (本四) ¥1,100-
外払 (他社) ¥440-
ETC 有効期限 21年 7月

会員番号



[REDACTED]

本書は利用証明書です。

取扱番号 207-00381223-08783

高知市から視察先の北淡震災記念公園までの
車移動に伴う高速料金 5,190円

支払証明書

支払金額	金 8,060 円也
内容	研修場所の大阪市から高知市への移動に際し、高速道路を使用して移動しました。
支払先	NEXCO西日本、本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社
支払年月日	29年 7月 28日 (金) 29日 (土) 他
理由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会派名 代表者氏名 山根 堂宏 様 29年 7月 31日 依頼者氏名 寺内憲資 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 29年 7月 31日 会派名 公明党 代表者氏名 山根 堂宏 	

領収書添付用紙

会派名：寺内 憲資

費目名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

ご利用ありがとうございます。

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 八尾本線

TEL 0729-96-6565
6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・第二京阪等の高速道路料金が変わりました。詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年 7月28日 20時35分
車種 普通

通行料金 ¥750-
(外払)

ETC 有効期限21年 7月
会員番号 (支払 - 1回払い)

ETCご利用の場合、対距離料金適用により請求金額と異なる場合があります。
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 2466-04-00

ご利用ありがとうございます。

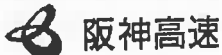
領収書

本州四国連絡高速道路株式会社
料金所では一旦停車してください。

料金所 鳴門本線
TEL 088-686-8930

17年 7月28日 車種
W本四割引 (本四) 普通
通行料金 ¥3,050-
外払 (本四) ¥3,050-
ETC 有効期限21年 7月
会員番号

本書は利用証明書です。
取扱番号 213-00182301-01545



長田 料金所

お問い合わせ 阪神高速お客さまセンター
(06) 6576-1484

平成29年6月3日(土)午前0時～
阪神高速は新料金 対距離料金+5車種区分

利用証明書/通行証

17年07月28日 20時40分
車種 普通

通行料金 ETC外払 ¥1,300

会員番号 (1回払い) 有効期限: :年: :月

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 南国

TEL 088-862-2813

17年 7月29日 1時29分
車種 普通

割引前料金 ¥3,930-

割引△ ¥1,180-

ご利用額 ¥2,750-
(外払)

一入口料金所 鳴門本線
ETC 有効期限21年 7月
会員番号 (支払 - 1回払い)

ケータイから高速道路の交通情報をチェック
<http://ihighway.jp>
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20
取扱番号 202-00012301-01

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 須磨

TEL 078-732-6976
6月3日から近畿道・阪和道・西名阪道・第二京阪等の高速道路料金が変わりました。詳しくはWEBサイトをご覧ください。

17年 7月28日 21時32分
車種 普通

通行料金 ¥210-
(外払)

ETC 有効期限21年 7月
会員番号 (支払 - 1回払い)

はじめませんか? ETC! 詳しくは
www.tokutoku-etc.jp
西日本高速道路株式会社
大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号 2843-02-00

研修会場から高知市までの
車移動に伴う高速料金
8,060円

研修終了後、出発の際エンジンの調子が悪く、トヨタ自動車にて点検後出発。そのため、高知(南国インター)まで到着が深夜となりました。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. 00030174-00
2017/07/26

領 収 書

様

金額 ￥ 12,300 -

但し、ご宿泊代
7/26～1泊

として、
上記金額正に領収いたしました。

スーパーホテル梅田・肥後橋

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-20-1
TEL:06-6448-9000 FAX:06-6448-2400
<http://www.superhotel.co.jp>

収入印紙



領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	2、研 修 費	3、要請・陳情活動費	4、会 議 費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人 件 費	9、事務諸費	

No. 00030175-00
2017/07/26

領 収 書

エフケイ/リゾ 様

金額 ￥ 12,300 -

但し、ご宿泊代
7/27~1泊

上記金額正に領収いたしました。
として、

スーパ－ホテル梅田・肥後橋

〒550-0002 大阪市西区江戸堀 1-20-1
TEL:06-6448-9000 FAX:06-6448-2400
<http://www.superhotel.co.jp>

収入印紙

担当者

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

No. C0030176-00
2017/07/26

領 収 書

エフケイ川内 様

金額 ￥2,000 -

但し、駐車場代
2000

として、
上記金額正に領収いたしました。




スーパーホテル梅田・肥後橋

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-20-1
TEL:06-6448-9000 FAX:06-6448-2400
<http://www.superhotel.co.jp>

収入印紙



支 払 証 明 書

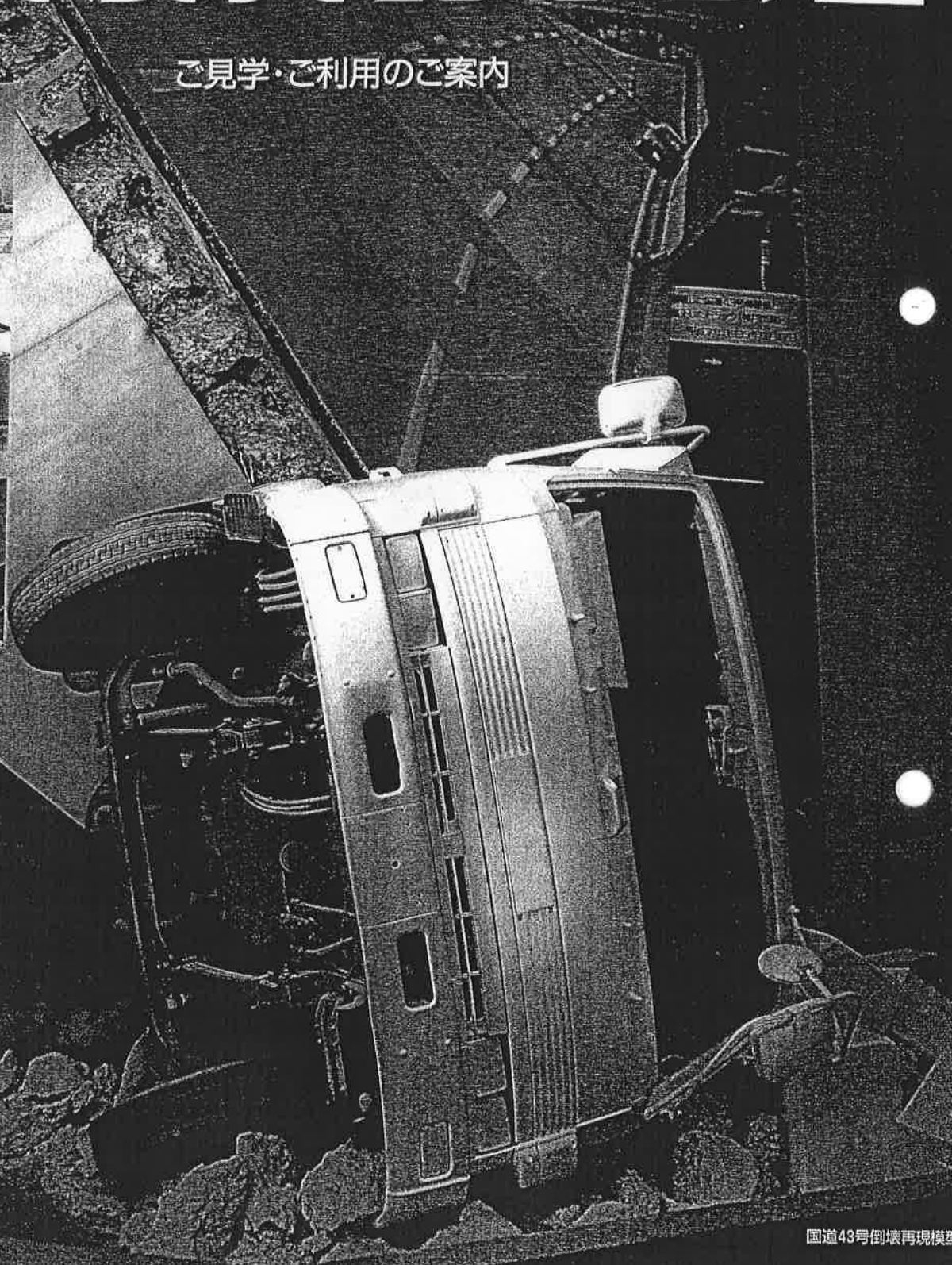
支 払 金 額	金 4,600. 円也
内 容	宿泊ホテルの駐車場利用時間が、午後3時から翌午前10時までの間であり、研修会場に車で移動し、最寄りの有料駐車場を利用しました。
支 払 先	リパーク韮本町1丁目第4、ハローパーク江戸堀第1
支 払 年 月 日	29年 7月 31日  27日(木)、28日(金)
理 由	<input type="checkbox"/> 下記の理由により、領収証書がありません。 <input type="checkbox"/> 領収証書に不備がありますので、下記のとおり補正します。 <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記のとおり) 領収書に宛名がないため ※ 参考資料、領収証書等があるときは、別紙に整理し添付してください。
上記のとおり支払いましたので証明願います。 会 派 名 代表者氏名 山根 堂宏 様 29年 7月 31日 依頼者氏名 寺内 憲資 	
上記のとおり支払ったことを証明します。 29年 7月 31日 会 派 名 公明党 代表者氏名 山根 堂宏 	

国指定 天然記念物 野島断層



北淡震災記念公園

ご見学・ご利用のご案内



国道43号倒壊再現模型

<http://www.nojima-danso.co.jp>

〒656-1736 兵庫県淡路市小倉177番地
TEL.0799-82-3020 FAX.0799-82-3027

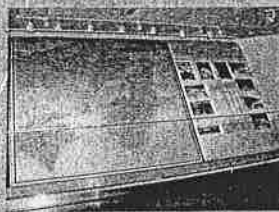
野島断層 保存館

兵庫県南部地震で出現した野島断層。野島断層保存館では断層をありのままに保存し、地震の凄まじさと驚異を感じていただき、地震に備えることの大切さを伝えます。



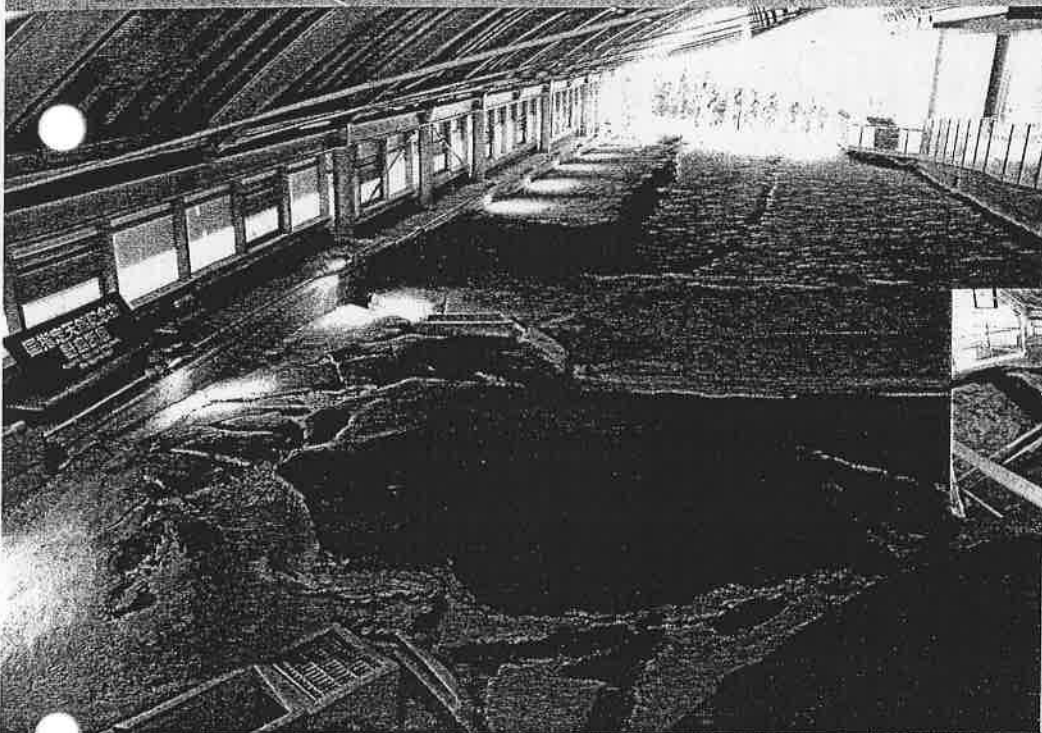
エントランスホール

入館受付やトイレがあり、国道43号が倒壊した様子の再現模型、震災当時の写真パネル、活断層の地図があります。(単イス、ベビーカーの貸し出しもあります。)



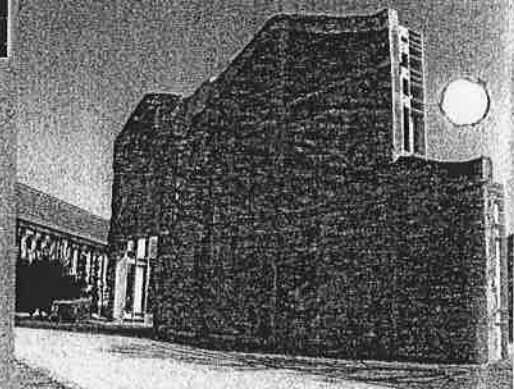
断層保存ゾーン 広さ:422m²

断層による様々な地形の変化をカメラやパネル、案内係の解説により詳しく観察できます。断層の断面が見られるトレンチ展示や触れる断層もあります。



神戸の壁

第二次世界大戦の神戸大空襲に耐え、阪神・淡路大震災では、地震と火災に耐えた神戸市長田区若松町の公設市場の防火壁です。野島断層と共に震災を語り継ぎます。



メモリアルハウス

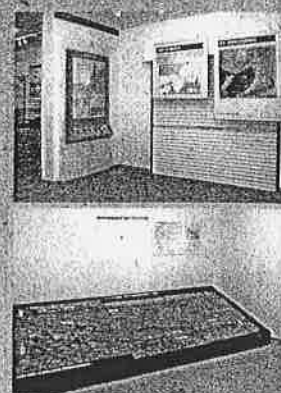


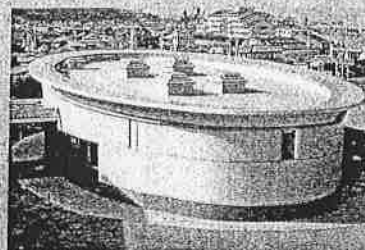
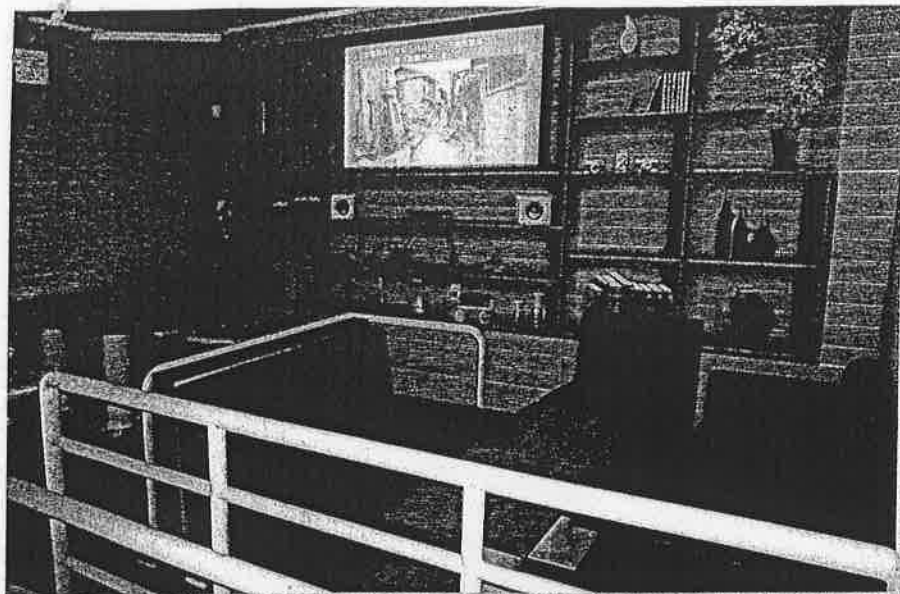
メモリアルハウス

活断層の真横でもほとんど壊れなかった家を「地震に強い家」として公開しました。家の塀や花壇の煉瓦がすれた様子、当時の台所も再現しています。毎週火曜日には震災の語りべが体験談を語ります。

活断層ラボ

メモリアルハウスの倉庫が新たに展示スペースになりました。地震の仕組みや日本・世界の活断層、揺れやすい液状化の実験など、触って学べる施設です。





リニューアルしました！

震災体験館

体験コーナーでは、阪神・淡路と東日本の異なるタイプの地震の揺れを体験できます。震災シアターでは、過去の地震の映像から、未来への備えを訴えかけます。

(揺れの体験は、予約状況や混雑状況によりどちらか片方の体験になる場合がございます。)



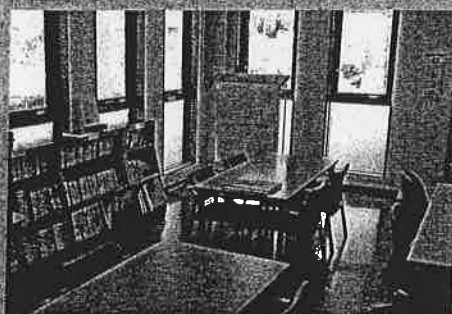
三ツツター

開館時間 9:00~17:00

(平成21年4月1日より) ※12月下旬に約1週間の臨時休館があります。

見学科金表	個人	団体	障害ノ介添え
大人	700円	630円	350円
中学・高校生	300円	270円	150円
小学生	250円	220円	120円

※団体割引は大人・中高生・小学生の合計人数が30名様以上です。



資料閲覧室



セミナーハウス

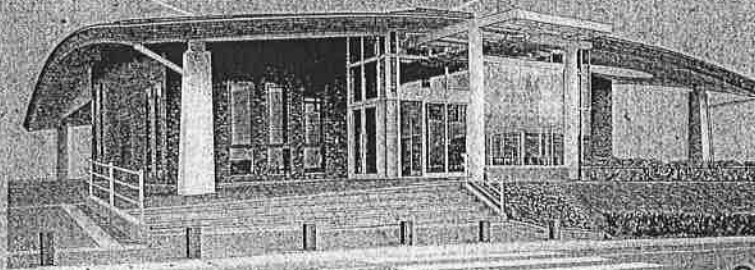
セミナーハウス

震災の語りべの講話やビデオ上映など震災学習にご利用いただけます。また、会議・研修会・後援会など各種会合にもご利用ください。地震・震災についての資料閲覧や、風力発電の発電状況も見学できます。

セミナーハウス使用料金

	セミナールーム1	セミナールーム2	セミナールーム1・2	会議室
使用料(1時間)	1,050円	1,050円	2,100円	1,050円
収容人員	~90名	~90名	最大280名 (イスのみ)	~60名

(予約状況により収容人員が変わります。)



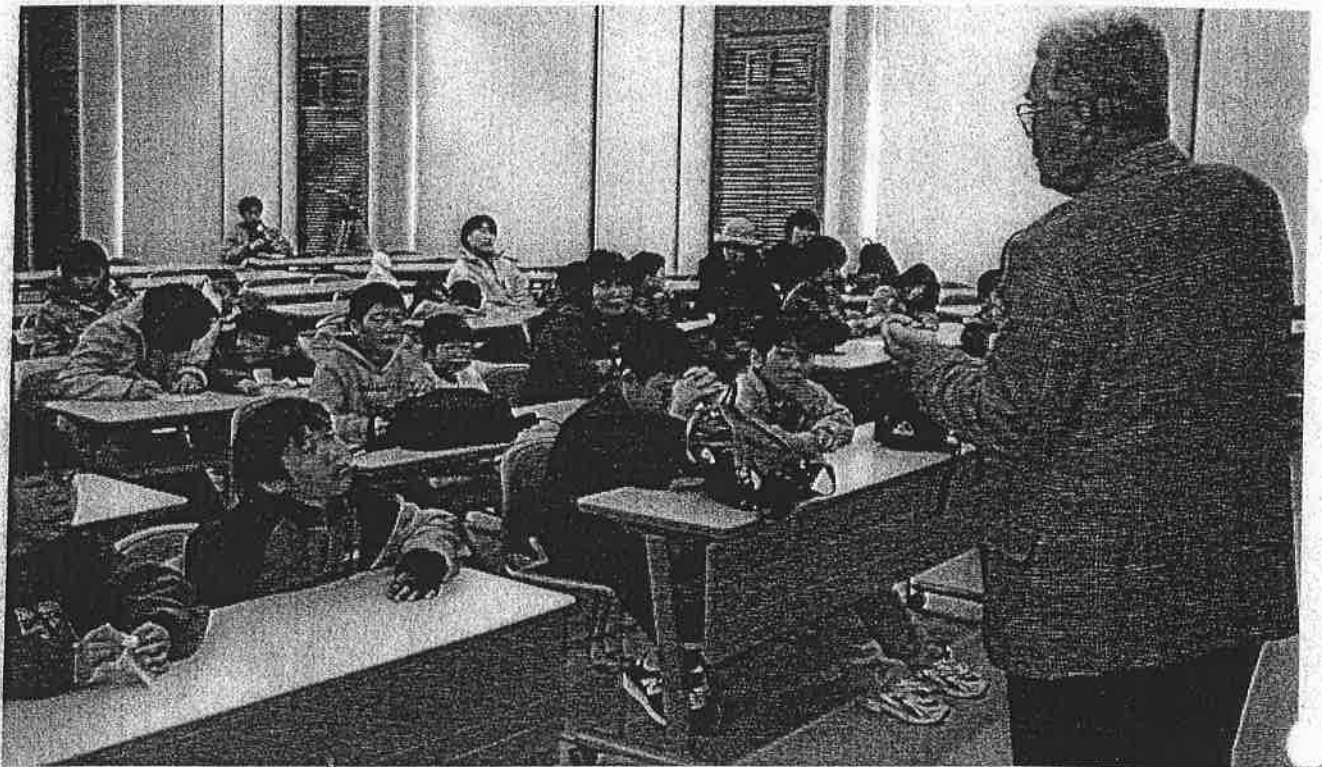
震
災

を
語
り
行
え
る

震災の語りべ

平成7年1月17日5時46分兵庫県南部地震が起きました。マグニチュード7.3、最大震度7を記録する大地震でした。死者6434人、全半壊家屋約25万棟、被害総額約10兆円をだしたこの地震による災害は阪神淡路大震災と名付けられました。当時の北淡町（現淡路市）は人口約11000人、世帯数約3700世帯でした。北淡町では死者39名、全半壊家屋約2300棟という大きな被害が出ましたが、地域住民や消防団員の協力で多くの命を救うことができました。

「震災の語りべ」の方々は、被災体験をした元学校教員、社会福祉協議会職員、消防職員、消防団員や一般の人たちです。大震災の教訓を無駄にせず、後世に活かすために、様々な立場での被災体験を元にそれぞれの語り口で、当時の様子、今後の備えや心構えなどを語ります。



セミナーハウスでの語りべ

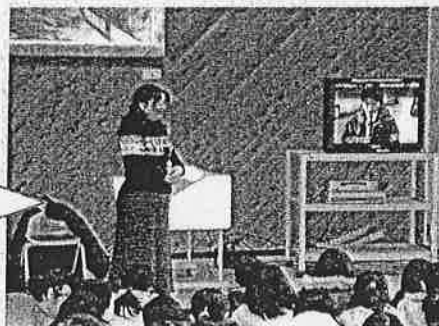
修学旅行、校外学習や防災研修で語りべの話を聞きたいという場合は、セミナーハウスで聞いていただくことができます。

30分～1時間の間で行程に合わせて資料や映像を使ってわかりやすく当時の様子や体験談を語ります。



「震災の語りべ」の園外派遣

学校の防災集会や防災イベント、宿泊先の旅館やホテル、地域の防災研修会や防災イベントに「震災の語りべ」の派遣を行っています。



メモリアルハウスでの語りべ

●毎週火曜日

10:00～12:00/14:00～16:00

見学順路の途中の

メモリアルハウスで語ります。

お 客様の「当時の話が聞きたい」、「地震に備えて何をしたらいいの?」という声で、平成11年に「震災の語りべ」の活動を始めました。また、震災当時全国からのあたたかい手により助けられ励まされました。私達ができる恩返しは「震災を語り継ぎ、将来起こりうる大地震の時少しでも災害を減らすお手伝いができたら」と思っております。

セ ミナーハウスでは2600以上の団体にお話を聞いていただき、多くの学校から感想文や御礼状を頂きました。

1995年の1月17日に起こった阪神淡路大震災だけど、すでに自分が生まれていたこの時に、同じ日本でこんなにも大きな地震が発生して、多くの被害を受けていたという事を改めて考えると、自然の驚異を強く感じた。

新潟の大地震が発生した時、東京でも震度3~4の地震があったと思う。あの時も、それまでめったに感じる事のない大きめの揺れに、一瞬気持ち焦った。それなのに、阪神淡路大震災ではその震度4クラスの余震が続き続けたと聞いて、自分にはその恐怖を想像することが出来なかった。違う地域でまた大きな地震が発生したら、まずどんな救援をするべきなのか具体的に学ぶ事が出来た。

救援物資は安全確保のためにも厚手の衣類を選ぶこと、早く物資の仕分けが出来るように食材のダンボール、衣類のダンボールなど種類別に分けることなど。又、地震が起こる前にやっておくべき備えとして最も心に残ったのは、地域・近所コミュニティ力の強化だった。東京の、特に都会の方ではまずないことだと思う。自分も隣近所にどんな家族構成か、まして名前すら知らない。まだまだ地震等の災害対策が自分には出来ていないと痛感した。

東京都 高校2年生



阪神淡路大震災についての体験談などを聞いて、自然災害の恐ろしさや、人間の命の尊さ、そして何より今生きていることの喜びを感じました。一人一人に一つづつしかない命を大切にしようと改めて思いました。

語りべさんのお話は、私達にとって考えさせられる内容ばかりでした。特に印象に残っているのは、一人暮らしの息子さんの安全が確認出来た時、涙を流して喜んだという話です。

普段何気なく一緒に生活している【家族】という存在が、どれ程大切な存在であるかを感じました。私達に貴重なお話をしていただき本当にありがとうございました。

大阪府 中学2年生



先日は修学旅行でお世話になり、ありがとうございました。実際に体験されたお話を聞いて、とても勉強になりました。10kmも地面が割れたと知ってとてもおどろき、同時にこわくなりました。でも、語りべさんから地震の時、何ができるのかに役立つか教えてもらい、少し安心しました。

その新しく増えた知識で、家族や近所の人達を守れるようになればと思います。本当に貴重なお話をありがとうございました。

滋賀県 小学6年生

事前学習用 貸し出しDVDご案内

阪神・淡路大震災
10分

震災を乗り越えて

平成7年(1995年)1月17日兵庫県南部地震発生から被害状況、救助活動、ボランティア活動などの映像や、淡路市内に野島断層が現れてから、野島断層保存館オープンまでの経緯をわかりやすく映像にしています。

兵庫県南部地震
(北淡町の記録)
18分

あの日から学びたい

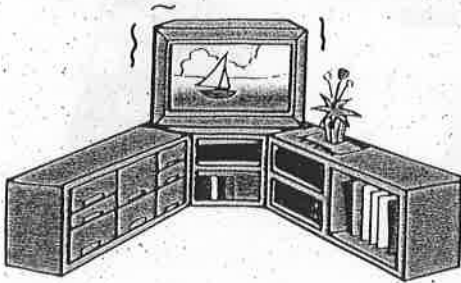
- 第1部 あの日地震は北淡町を襲った(平成7年(1995年)1月17日兵庫県南部地震発生後の北淡町での救助活動の様子や、被害状況、被災者の証言、野島断層などについての映像です。
- 第2部 地震と断層「野島断層」 ●第3部 活断層「野島断層」
- 第4部 その時北淡町の人々は ●第5部 北淡町から世界にそして未来に

このDVDは公園内セミナールームでの研修の場合でも上映できます。

※注 見学用事前学習DVDですので、見学予定のある場合のみの貸し出しとさせていただきます。予めご了承ください。

地震に備えよう!

家具やテレビ、パソコンを固定しておきましょう。また、配置も工夫しましょう。



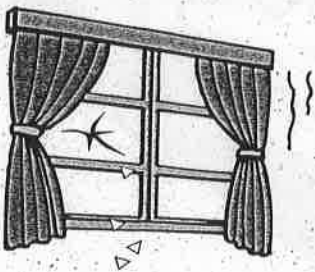
普段から家族で避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておきましょう。



過去の地震の教訓や防災の知識を学んでいざという時、活用できるようにしておきましょう。



窓ガラスや食器棚のガラスの飛散防止やシャンデリア等の照明器具の落下防止の工夫をしておきましょう。



非常用品は、家が倒壊しても取り出せるように置き場所を考えて決めておきましょう。



避難訓練は真剣に。地域で防災訓練が行われた場合は積極的に参加しましょう。



地震が起きたら

まず第一に自分の身を守る。すべての備えは命がぁつてのものです。頭をしっかりと守って揺れがおさまるのを待ちましょう。



揺れがおさまってから、慌てずに火の確認や出入口の確保をしてください。

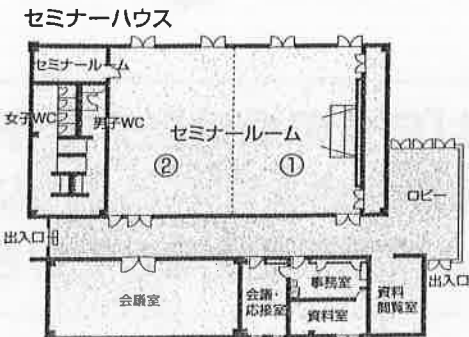
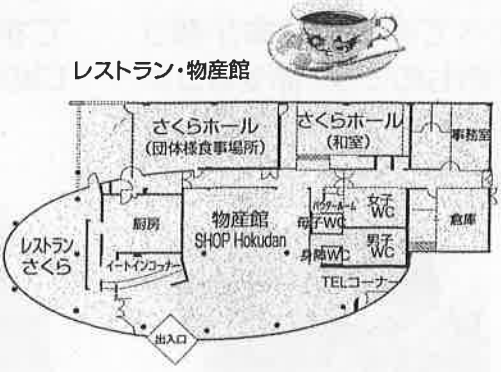
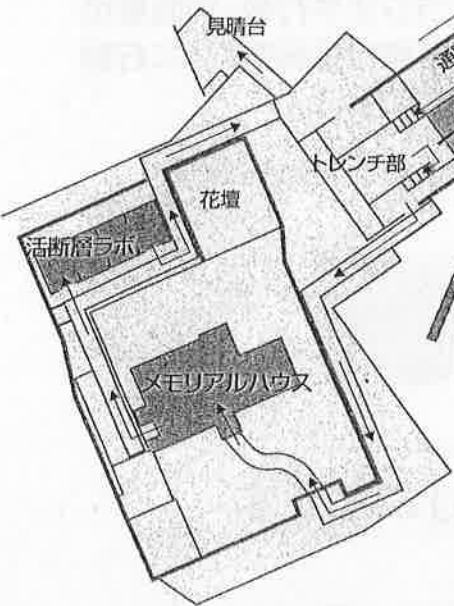
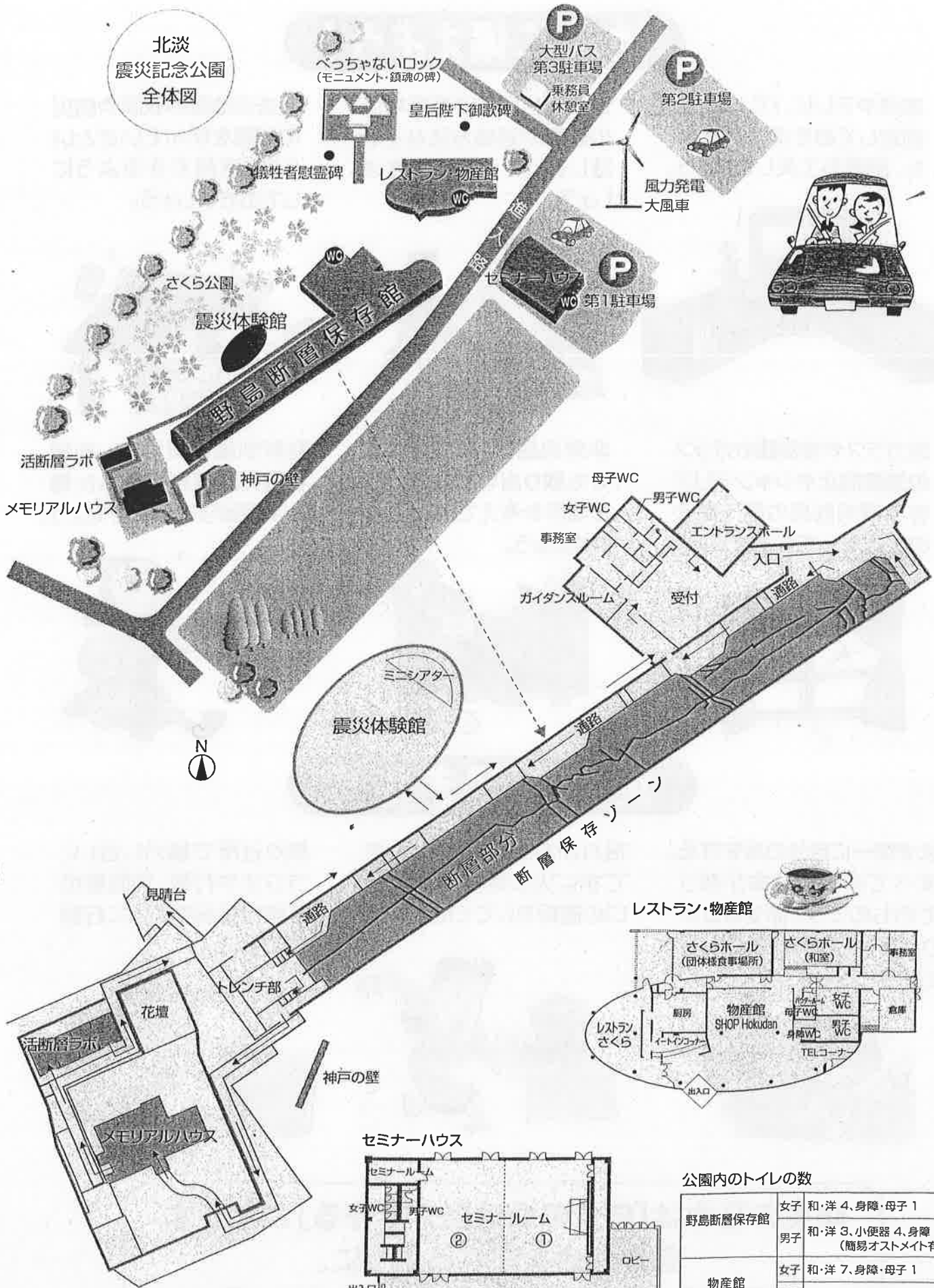


隣り近所で協力し合い、ラジオや行政、消防署の正確な情報をもとに行動しましょう。



防災の基本は「自分の命は自分で守る」ことです。
自分の命を守れるように、
普段から心構えや備えをしておきましょう。

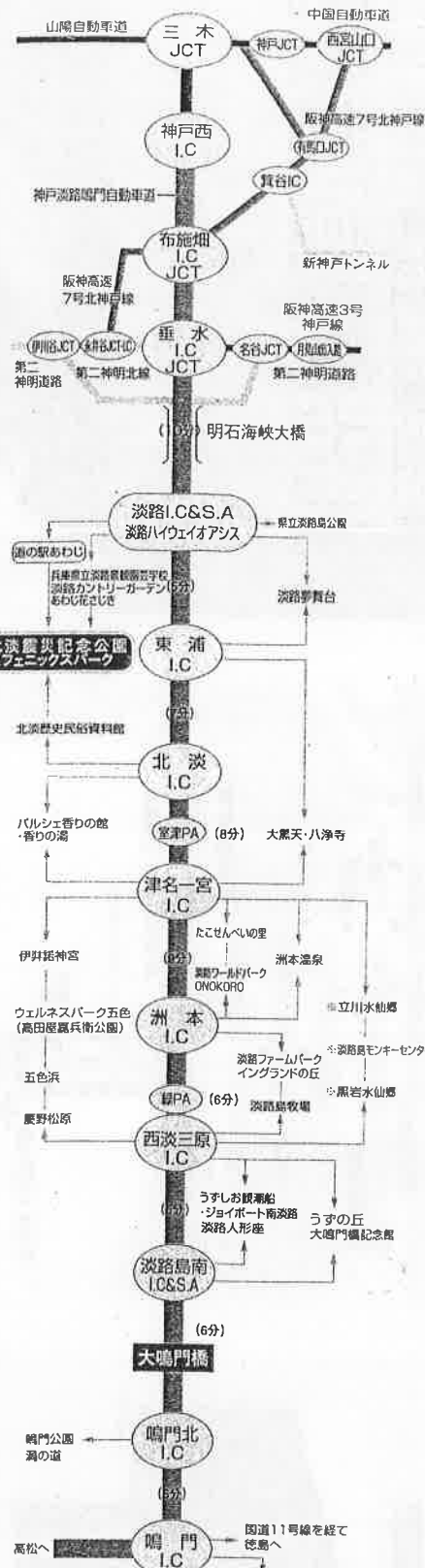
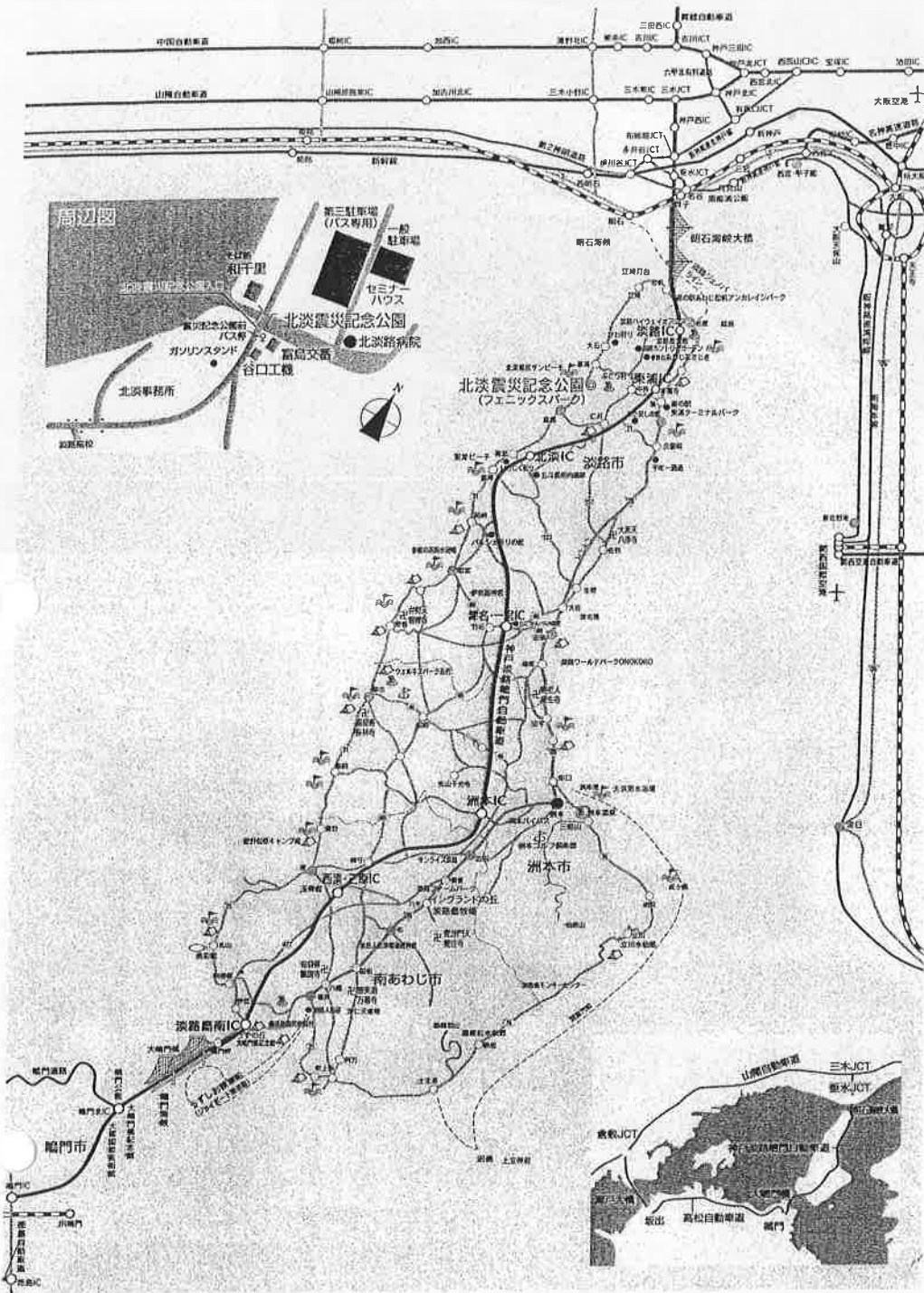
北淡
震災記念公園
全体図



公園内のトイレの数

野島断層保存館	女子	和・洋 4、身障・母子 1
	男子	和・洋 3、小便器 4、身障 1 (簡易オストメイト有)
物産館	女子	和・洋 7、身障・母子 1
	男子	和・洋 3、小便器 6、身障 1
セミナーハウス	女子	和・洋 4、身障 1
	男子	和 1、小便器 3、身障 1

フェニックスパーク 北淡震災記念公園へのアクセス



交通アクセス

- JB本四高速 神戸淡路鳴門自動車道 北淡ICより車で10分
- 淡路ジェノバライン(岩屋航路・明石発) 淡路ICより車で20分
- 淡路交通(岩屋港より西浦線津名港行きで約20分) 岩屋港よりタクシーで20分
- 淡路交通(岩屋港より西浦線津名港行きで約20分) 震災記念公園前下車徒歩5分

宿泊地よりの所要時間

- (道路事情等をご確認ください。トイレ休憩含まず)
- 神戸・三宮地区(高速道路利用、北淡IC経由) 車で50分
 - 有馬温泉(高速道路利用、北淡IC経由) 車で45分
 - 洲本温泉(国道・県道経由) 車で55分
 - 南淡路・福良(高速道路利用、北淡IC経由) 車で50分
 - 四国・鳴門公園(高速道路利用、北淡IC経由) 車で60分
 - 徳島市内(国道11号線、高速道路利用、北淡IC経由) 車で80分

病院診療所

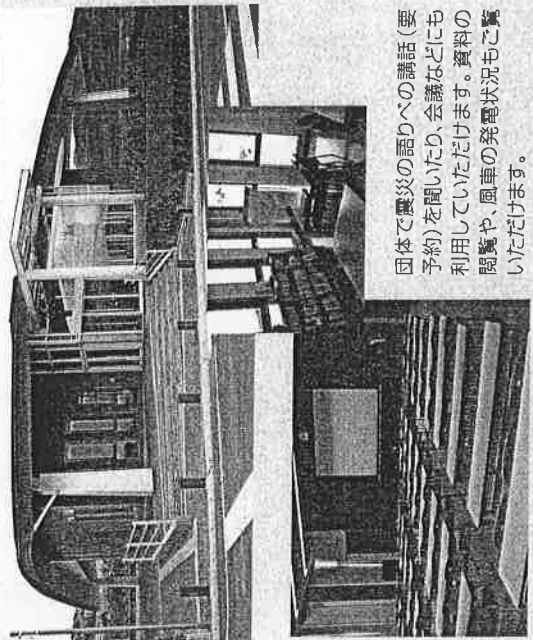
- 北淡診療所<内科>(車で15分) TEL.0799-84-0079
 - 大橋医院<内科>(車で15分) TEL.0799-84-0066
 - 中田医院<内科>(車で5分) TEL.0799-82-2399
 - 東浦平成病院<総合>(車で15分) TEL.0799-74-0503
 - 北淡路病院<内科>100m TEL.0799-80-2166
- ※いずれも健康保険証のコピーでの扱いは致しません。

警察・消防 保健所

- 兵庫県警淡路警察署
〒656-2401 淡路市岩屋2942-24 TEL.0799-72-0110
- 淡路広域消防 北淡出張所
〒656-1602 淡路市育波478-2 TEL.0799-84-0119
- 兵庫県洲本保健所
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL.0799-26-2062

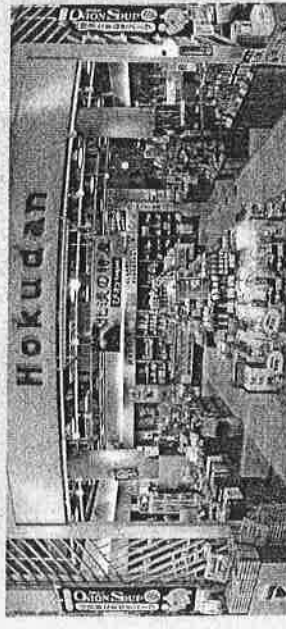
※立川水仙郷、淡路モンキーセンター、黒岩水仙郷へは、バスの種類により、運行が困難な時があります。各バス会社へお問い合わせください。

医療機関・所轄官庁

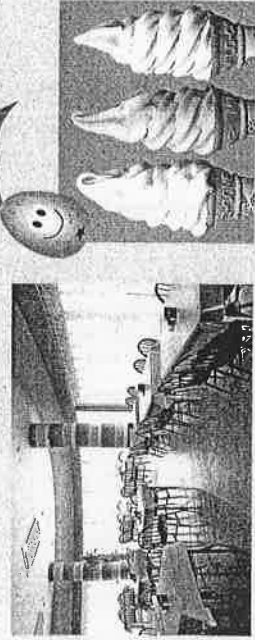


団体で震災の語りべの講話(要予約)を聞いたり、会議などにも利用していただけます。資料の閲覧や、風車の発電状況もご覧いただけます。

北淡特産のおみやげやお食事をお楽しみ下さい。



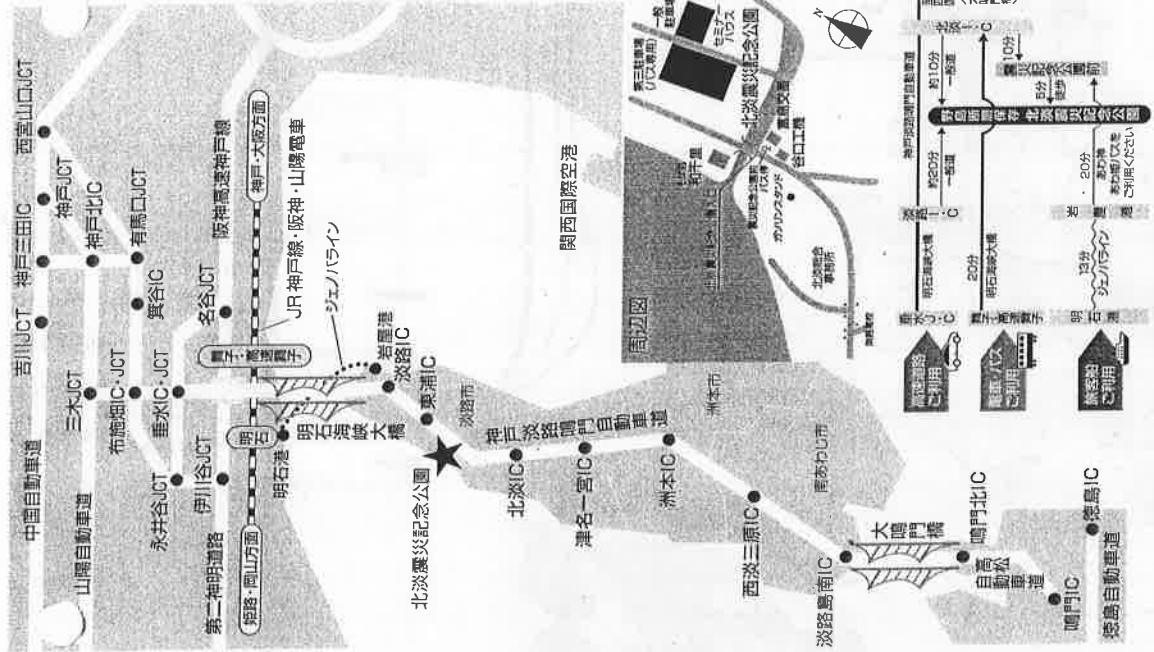
物産館 Hokudan
北淡名産の「びわ」や「淡路たまねぎ」をたっぴりと使った商品がいっぱい! 地元のとれたて季節の野菜もあります。
営業時間/9:00~17:00



7-ドコート
名物の「びわソフト」、北淡たこをたっぴりのせた「北淡たこ丼」など地元食材を使った人気メニューがいっぱい! 季節のメニューもHPで紹介しています。
団体のお食事もお予約いただけます。(180席)
営業時間/11:00~15:30

びわソフト

びわの果肉が入ったオリジナルのソフトクリーム。従業員のオアシスです!



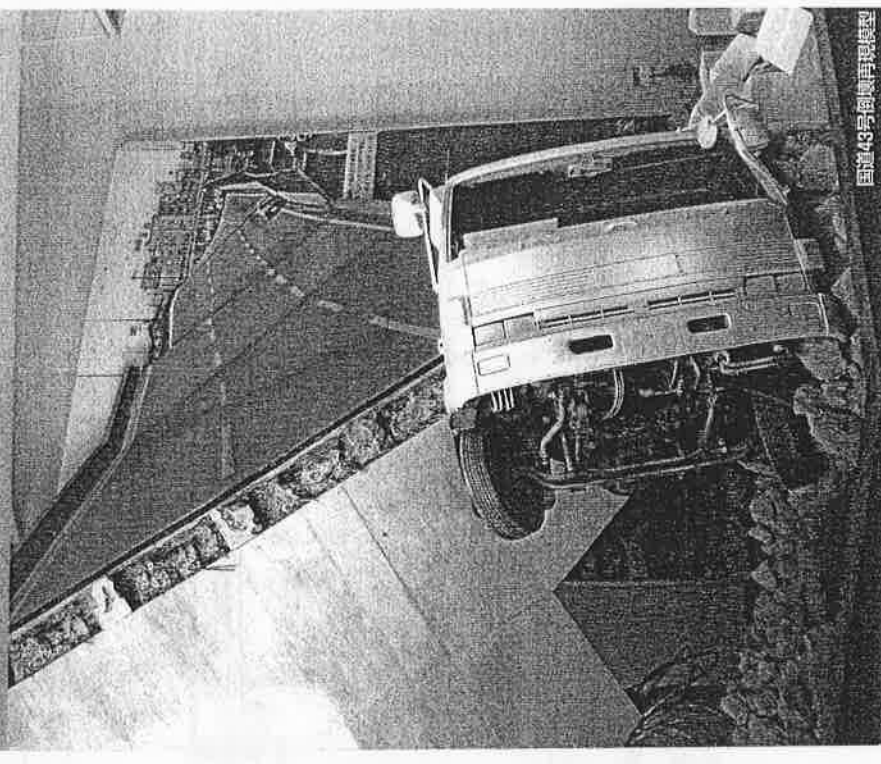
野島断層保存館 見学料金
※団体は30名様以上

一般	700円	630円	350円
大人	300円	270円	150円
中学生	250円	220円	120円
小学生	無料		

● 駐車場料金(無料) 乗用車200台 観光バス60台 ● 12月下旬に臨時休館があります。
 <開館時間> 9:00~17:00

国指定 天然記念物 野島断層
北淡震災記念公園
 〒656-1736 兵庫県淡路市小倉177番地
 TEL.0799-82-3020(代) FAX.0799-82-3027
 E-mail./info@nojima-danso.co.jp

国指定 天然記念物 **野島断層**
北淡震災記念公園
 フェニックスパーク



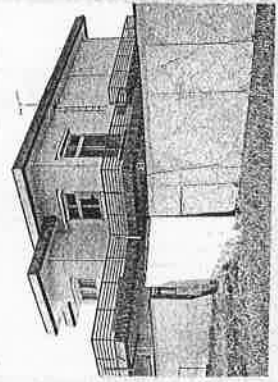
あの日から学びたい。

http://www.nojima-danso.co.jp

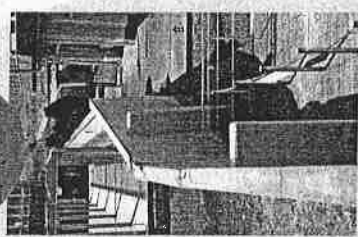
野島断層からのメッセージ

地震で現れた野島断層を、ありのままに保存・展示し、いろいろな角度から断層をわかりやすく解説。また阪神・淡路大震災を語り継ぐだけでなく、将来起こりうる大地震について考えさせてくれます。大人から子供まで、みんなに真剣に伝えたいこと、いっぱいあります。

メモリアルハウス



地震断層が横切る民家を、メモリアルハウスとして保存。敷地内を走る断層や震災当時の建物のようすが公開されています。また、再現された「地震直後の台所」も展示されています。



震災の語りへ

震災を風化させないため、自らの体験を未来に生かせるように語ります。

- 毎週火曜日10時～12時・14時～16時に活動しています。
- 団体の場合はセミナーハウスで話が聞けます。(要予約・要費用)

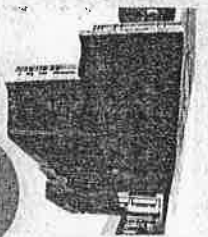
クラブラボ

地震の仕組みや世界の活断層、液化化実験や津波のシミュレーション映像などいろいろな角度から。地震について学べる施設です。



神戸の壁

第二次世界大戦の神戸大空襲に耐え、阪神・淡路大震災では、地震と火災に耐えた神戸市長田区若松町の公設市場の防火壁です。野島断層と共に震災を語り継ぎます。



兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)と野島断層
 平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震はM7.3、最大震度7を記録し、死者6,434名の莫い命が失われました。阪神間と淡路島に大きな被害をもたらし、地震災害は、阪神・淡路大震災と名付けられました。この地震は活断層である野島断層が動いたことにより起き、断層による地面のスリは北淡町(野淡市)内に10kmに亘って表れました。小倉地区では道路や畑の畦、生垣のスレなどの断層による様々な地形の変化が野島断層保存館としてそのまま残され、地震のエネルギーの大きさと自然の脅威を伝えています。〈平成10年7月31日に、国の天然記念物に指定されました。〉



国指定天然記念物野島断層を、そのまま屋内保存。破壊された道路、生垣のスレや地割れなど断層による様々な地形の変化を見学できます。地面を掘り下げたトレンチ展示では、断層による地質の違いがはっきりと判ります。



震災体験館



兵庫県南部地震(直下型地震)と東北方太平洋沖地震(海溝型地震)の揺れの違いを体感できます。(定員10名)震災シアターでは、震災や津波についての映像をご覧いただけます。



これからの地方自治体監査の役割とあり方

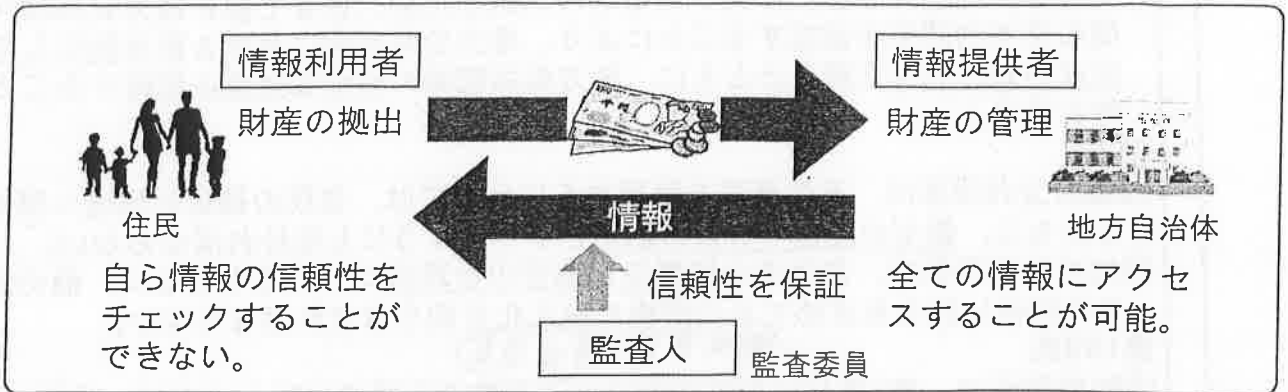
平成29年7月27日（木）・28日（金）
公認会計士 石崎 一登

目次

1. 地方自治体のアカウンタビリティ	2
2. 地方公会計・地方公監査改革の動向.....	11
3. 地方自治体の内部統制	52
4. 新地方公会計制度の概要	81
5. 行政評価の実施とVFM監査	122
6. 地方財政健全化法	136

監査は何のために必要か

➤ 監査の基本構造



➤ 「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会 答申 平成28年3月16日)

地方公共団体の事務の適正性の確保の要請に的確に対応するとともに、これまでの地方制度調査会の答申や、平成20年次からの会計検査院の検査による地方公共団体の不適正な予算執行が指摘されたことも踏まえ、現行の監査制度をより有効に機能させるための制度改革が必要である。(中略)

地方公共団体全体の資源に限られる中で、監査による監視機能を高めるため、監査の実効性確保のあり方、監査の独立性・専門性のあり方、監査への適正な資源配分のあり方について、必要な見直しを行うべきである。

住民目線を意識した監査

➤ 会計検査院の工事検査

会計検査院は、契約や工事費の支出等といった会計経理面のみならず、設計や施工等、公共工事の具体的内容についても検査を実施している。

・・・高速道路の建設についても工事検査の対象となっている。

➤ 事例-中央道笹子トンネル天井板崩落事故(2012年12月)

< 笹子トンネル建設当時の会計検査院検査報告(昭和50年度) >

日本道路公団が施行している高速道路等のトンネル新設工事のうち、昭和50年度実施にかかわる東北自動車道平泉工事ほか29工事(工事費総額794億1878万余円)について検査したところ、中央高速道路笹子トンネル西工事ほか13工事(工事費総額403億3194万余円)において(中略)監督及び検査が適切でなかったため、トンネルアーチ部の覆工コンクリート等の施工が設計と相違し、その一部の強度が設計に比べて低くなっていると認められる事例が見受けられた。

公共インフラの安全性の問題が国民的な関心事項となっている状況下では、会計検査院の工事検査に求められる要求水準も高くなると考えられる。

監査実務においては、情報利用者(=住民、国民)の関心に対応した監査を指向する必要がある。

地方自治法の規定

第1条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第2条

⑭地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

第199条

③監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該地方公共団体の財務に関する事業の執行及び当該地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

地方自治体の監査制度は、能率的な行政運営がなされているかどうかについて実施した監査の結果を住民に公表し、情報提供することによって、住民への自治への参加や住民による監視の手段として役立てることを目的とするものであり、自治体がアカウンタビリティ（説明責任）を果たすための手段といえる。

公的アカウンタビリティ＜地方自治体の特徴＞

▶ アカウンタビリティとは

資金提供者に対して委託された財の管理、運用を適切に行ったことを説明する責任

▶ 地方自治体の特徴

✓ 税金の存在と非自発性

- ・納税者（住民）は、地方自治体が提供するサービスを利用しないとしても、納税義務が課せられる。
- ・税額は、所得等に基づいて決定され、納税者（住民）が提供を受けるサービスとの間で比例的な関係はない。

✓ 議会における財源配分の意思決定

- ・税金として徴収された財源は、住民の代表からなる議会において財源配分の意思決定がなされる。

✓ 予算の重要性

- ・一定期間における収入・支出の見積もりまたは計画について議会の承認を受けたもの。

✓ インフラ資産等への投資

- ・道路等の収益を産み出さないインフラ資産等へ巨額な投資を行い、その維持管理の責任を負う。

✓ 歳出圧力の大きさ

- ・住民サービスの量が多ければ多いほど良いと考えられがち、また、将来のサービスよりも現在のサービスが求められがち。

公的アカウントビリティ<民間企業との相違>

▶ 民間企業が負うアカウントビリティ

- ✓ 企業は利益の獲得を目的に株主から出資を募り、集めた資金で事業を展開し、利益を配当として株主に分配する。
- ✓ 株主は、資金投下の意思決定を自発的に行いうる、また、自らの意思で株式を売却し、資金を回収しうる。

⇒株主による決算書類の承認、取引所上場企業の情報開示

▶ 公的部門が負うアカウントビリティ

- ✓ 公的部門は税金や使用料等を徴収し、公共の福祉の増進を目的に国民、住民に行政サービスを提供する。
- ✓ 公的部門への資金提供者である国民、住民は税金を支払うか否かを自由に決定できない。

⇒「公的説明責任 (public accountability)」

公的部門への資金提供は非自発的であり、企業が負うアカウントビリティより重い。

会計 + 責任
↑

公的アカウントビリティと公会計

▶ 公的部門の財務報告の目的

- ✓ 財務報告は、報告主体の意思決定及び説明責任への目的に適合する情報を提供しようとするもの。
- ✓ 「公会計原則（試案）」（日本公認会計士協会公会計委員会研究報告第7号 平成15年2月）においては、次の2点を財務報告の目的としている。

- ① 財務報告利用者による公的説明責任の履行状況の評価に資すること。
- ② 財務報告利用者の合理的な意思決定に役立つこと。

▶ 地方自治体の財務報告利用者

- ✓ 想定される財務報告利用者としては、住民、議会、地方債への投資家、行政内部者（首長などの執行機関、職員）等が考えられる。
- ✓ 地方自治体が一義的にアカウントビリティを果たすべき対象は、納税者、行政サービスの受益者としての住民、住民の代表としての議会であると考えられる。

住民目線に立ち、財務情報の内容や示唆される課題などをできるだけ平易に解説することが必要。

公会計制度の変遷

▶ 公会計制度の推移と現状

- ✓ 福澤諭吉『財政論』（1869年）、『帳合之法』（1873年）。
- ✓ 明治憲法施行(1890年)以前：中央官省院及び府県において、複式簿記を採用。
「金銭出納簿記ノ儀明治十二年七月ヨリ複記式ニ改正」
(明治11年(1878年)太政官達)
＜歳入歳出予算の統制を複式簿記で行う記帳体系＞
- ✓ 明治憲法施行後
プロシア・フランス会計法典が範 ⇒ ＜現金主義・単式簿記＞
財務事務は年々膨大となり、煩雑な複式簿記を採用する意義が見出せなかった。
- ✓ 以降、現在に至るまで、現金主義・単式簿記の記帳方式を採用。

▶ 民間経営手法の導入

- ✓ 効率的かつ透明性のある財政運営確保のための手段として、近年、民間の経営手法を導入する動きが進んでいる。
- ✓ 「新地方公会計制度」、「行政評価、行政監査」、「内部統制」、「監査制度改革」など

2.地方公会計・公監査改革の動向

公会計・公監査改革の概要

▶ 会計と監査は一体となって公的アカウンタビリティの履行に貢献する。

✓ 会計

● 管理会計 <マネジメント>

・・・地方自治体の実態や現状の姿を正しい財務数値で示す財務報告に基づき、住民、議会が意思決定を行う。

● 財務会計 <ディスクロージャー>

・・・地方自治体の財政状態を適切かつ適時に住民等に開示する制度。



✓ 監査 <ガバナンス>

▶ 現行の地方自治法に基づく会計制度・監査制度は、税を原資とする地方自治体の財政運営について、現金収支を議会の統制下に置くことで予算の適正・確実な執行を確保することに主眼を置いているが、上記の「アカウンタビリティの履行」のためには一定の改善が必要である。

▶ 現行の会計制度・監査制度の課題とは・・・？

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

(平成29年6月9日公布)

▶ 内部統制に関する方針の策定等

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

▶ 監査制度の充実強化

- 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は各地方公共団体の監査委員が定め、公表 平成29年実施
- そのほか、監査制度について以下の見直しを実施
勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和・監査専門委員の創設 (30年4月1日施行)
条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和 (29年4月1日施行)

▶ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

▶ 地方自治体の長等の損害賠償責任の見直し等

- 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に

地方自治法改正までの経緯

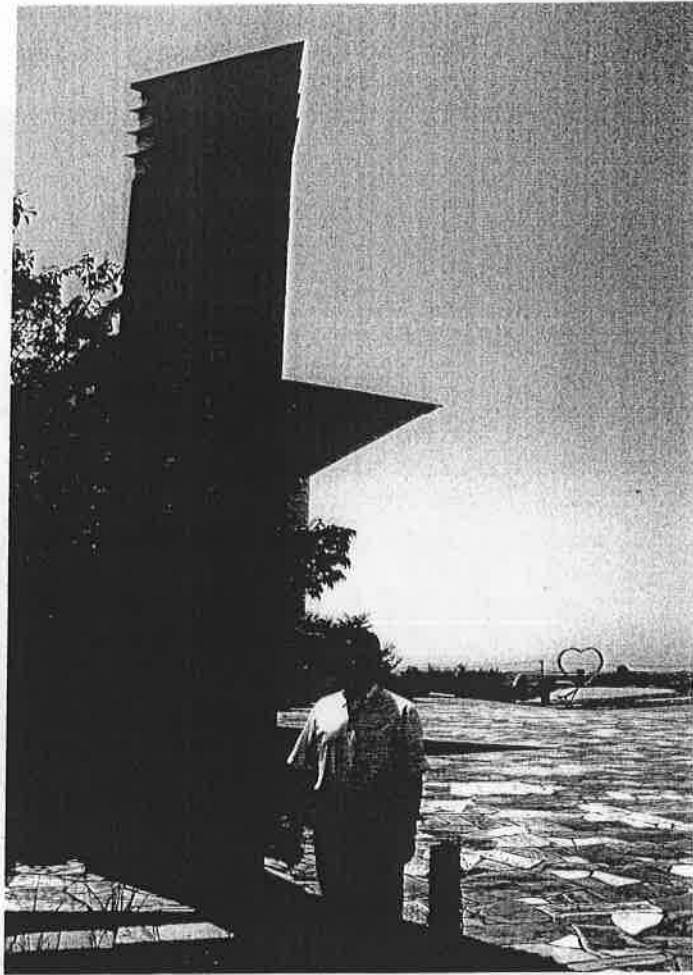
▶ 総務省における地方自治法改正に向けた動向

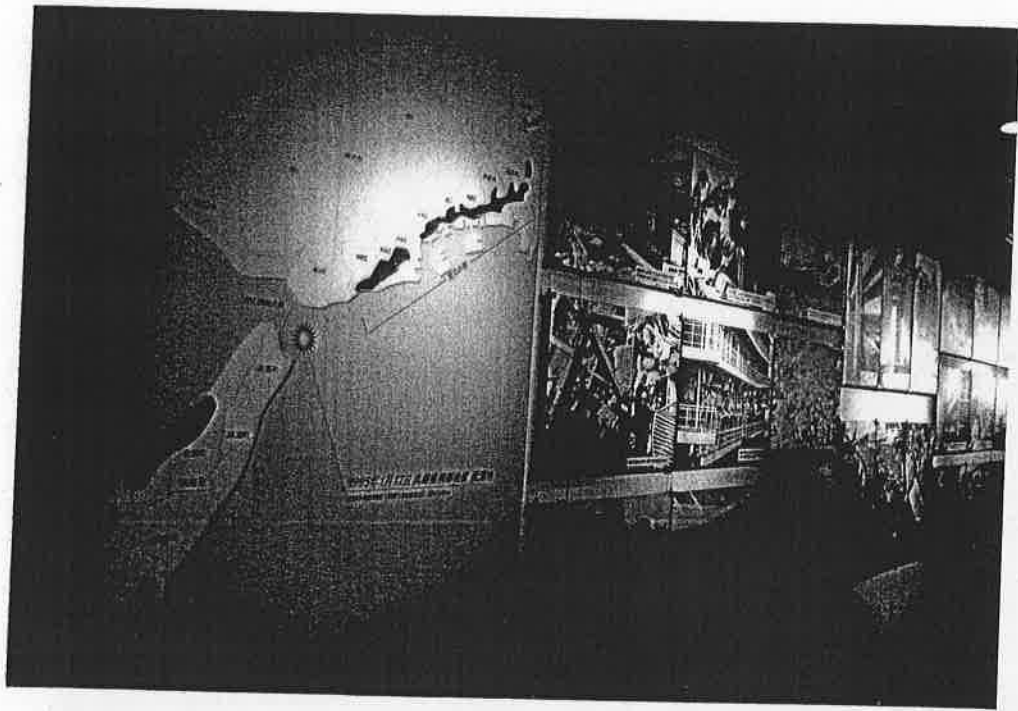
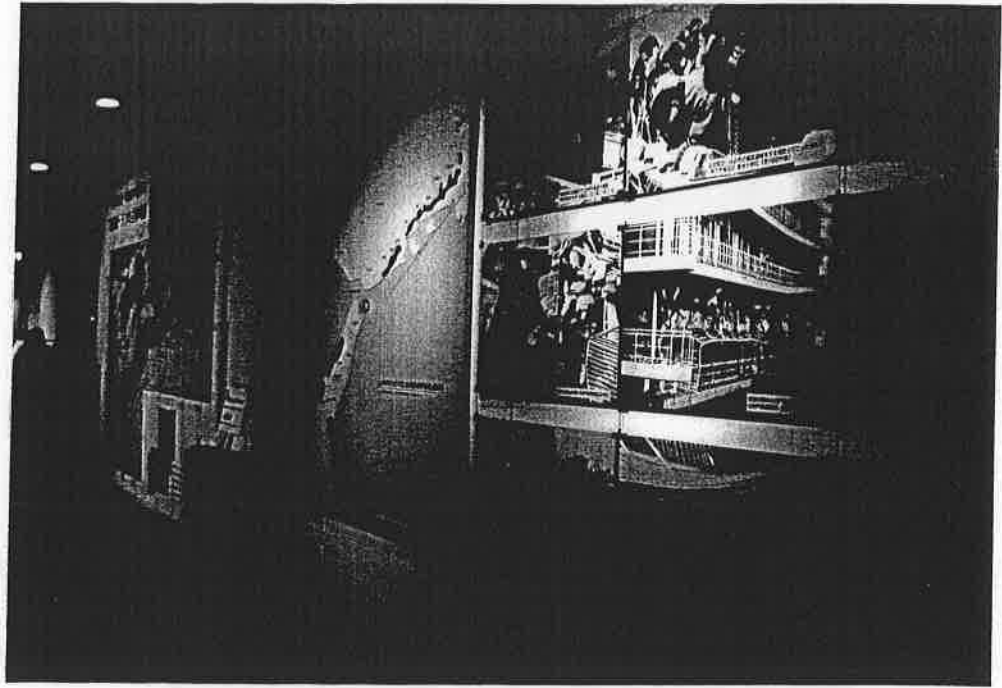
年月	内容
平成21年6月	第29次地方制度調査会 答申
平成22年1月	地方行財政検討会議 第1回
平成23年1月	『地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）』公表 資料①
平成23年9月～	第30次地方制度調査会
平成24年9月～	地方公共団体の監査制度に関する研究会 資料③
平成25年3月	同研究会 報告書 公表
平成24年5月～	第31次地方制度調査会
平成28年3月	第31次地方制度調査会 答申
平成29年6月	地方自治法改正

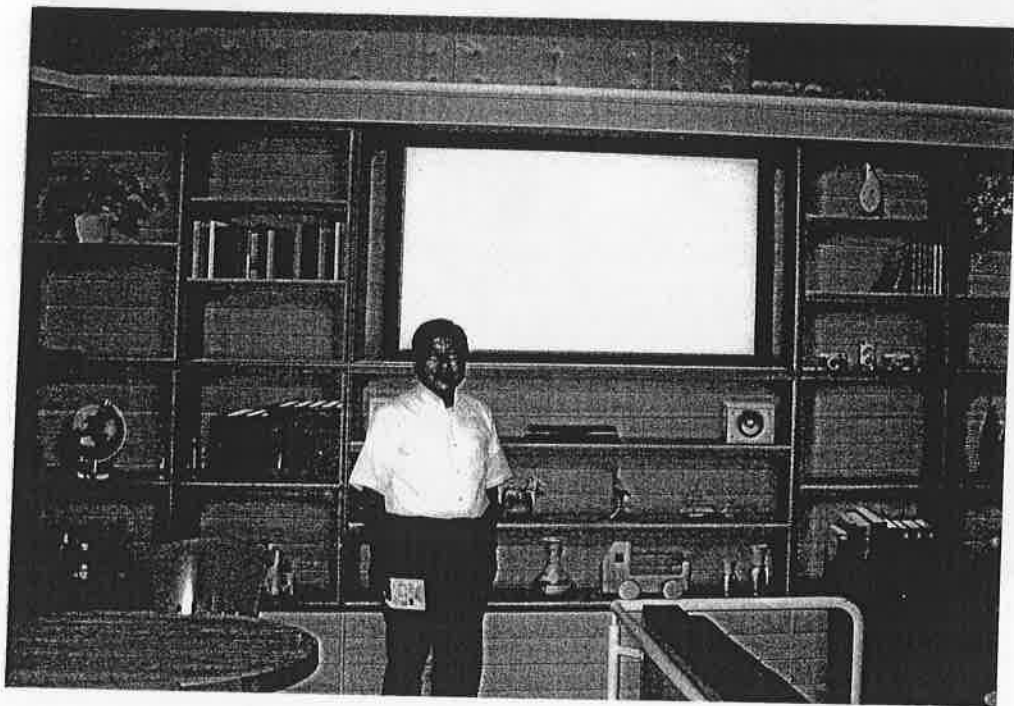
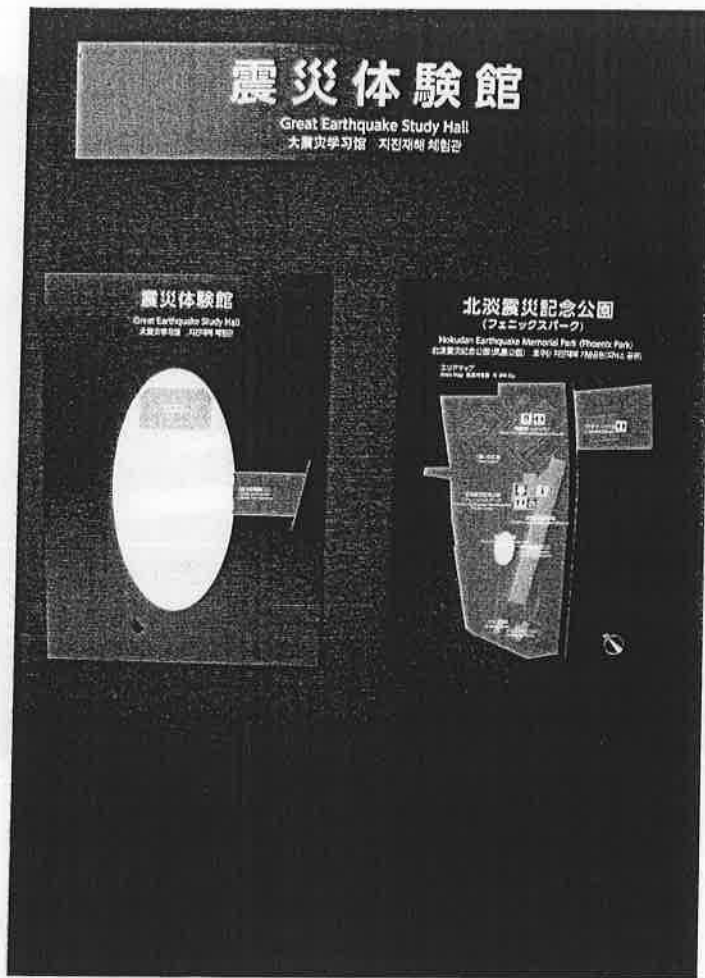
▶ 第31次地方制度調査会の諮問内容

個性を活かし自立した地方をつくる観点から、人口減少社会に的確に対応する三大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方、議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方等について、調査審議を求める。

【公監査を巡る動向】







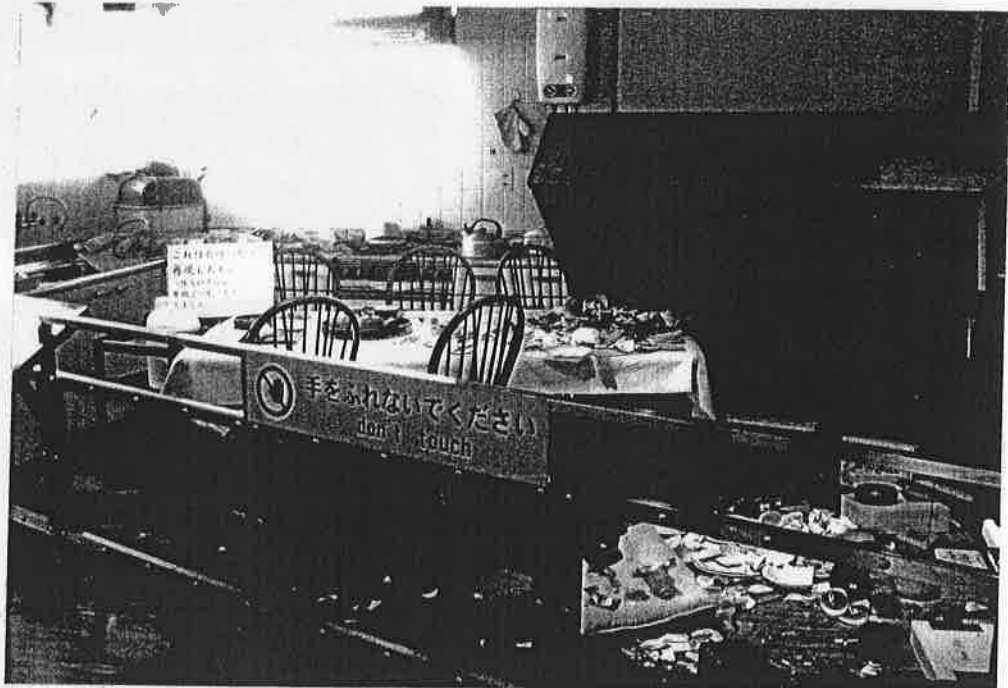
メモリアルハウス

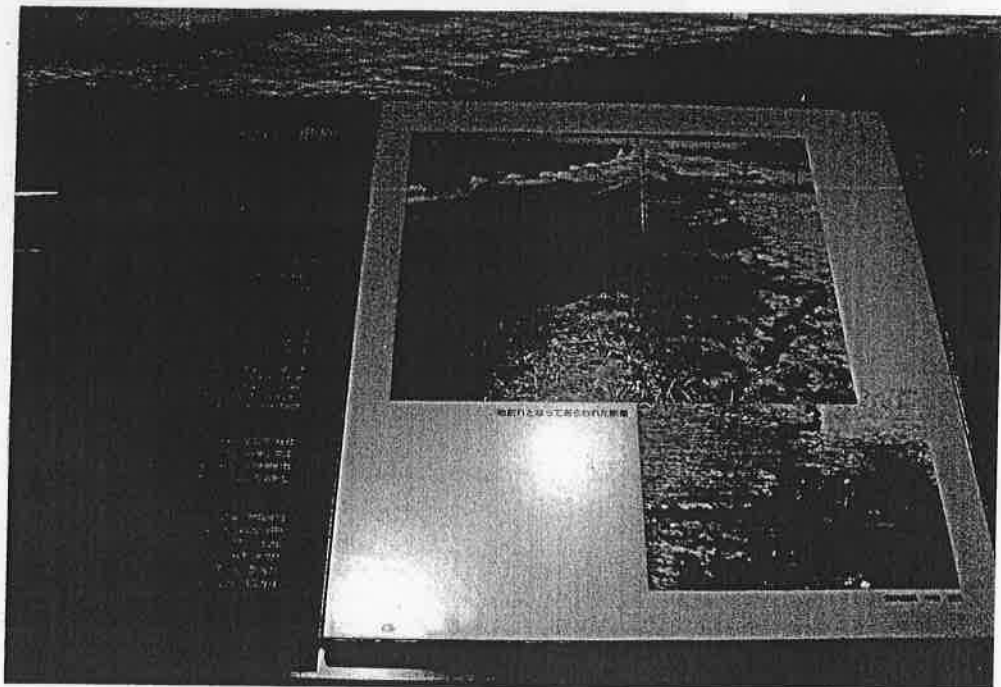
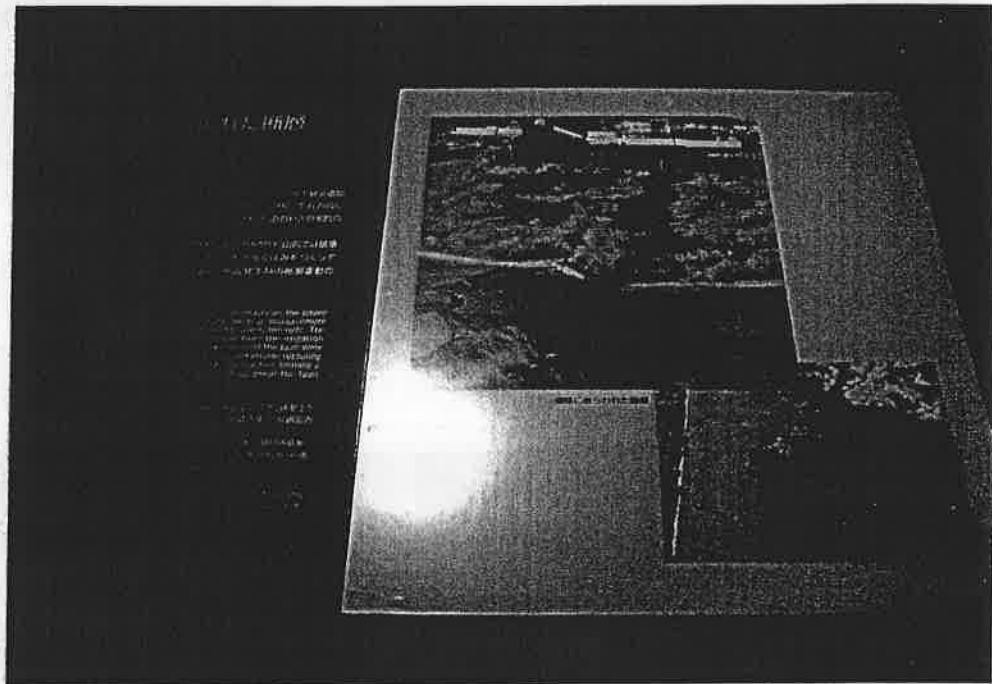
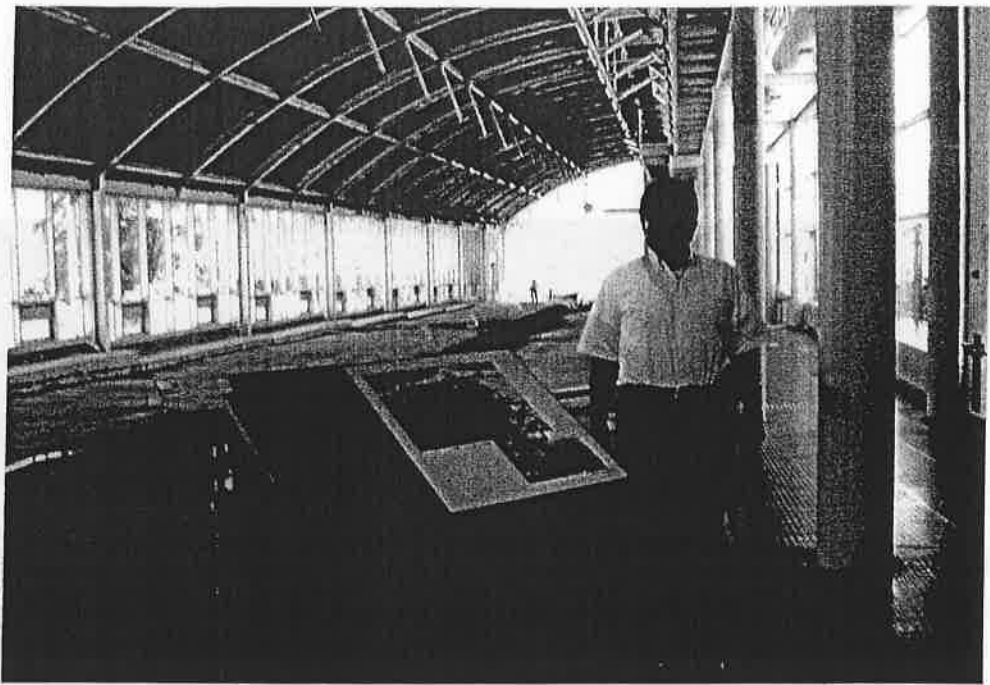
この家は、鉄筋コンクリート作りで基礎がしっかりしていた(通常の2倍以上のコンクリートを使用)、地盤がよかった等の要因でほとんど壊れずに残りました。断層は家の下ではなく約1m海側を通りました。家は元の位置から約20cm持ち上がり、横に約120cm動いています。地盤が傾いたために家全体が基礎ごと傾きましたが、家の歪みや壁と柱のすき間はほとんどありません。震度7の激震に耐えた、地震に強い家として公開しています。

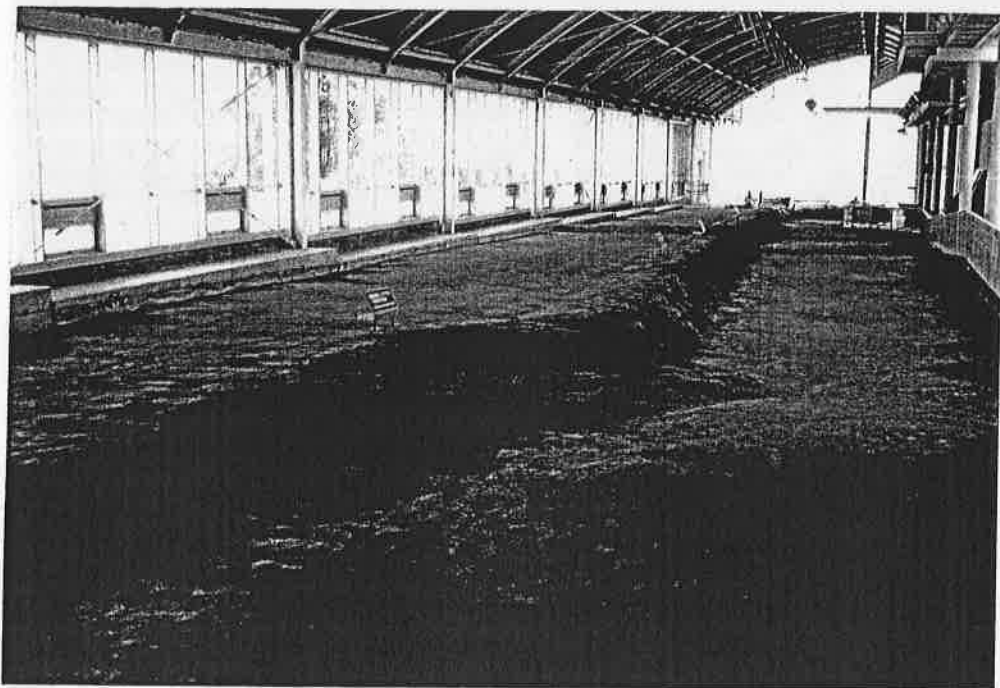
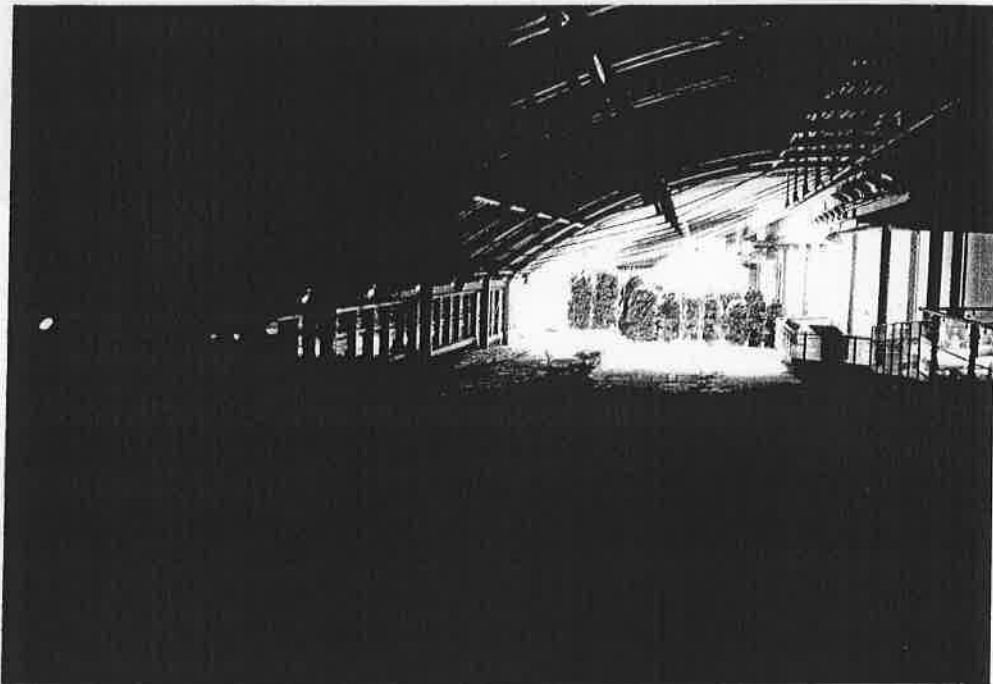
住人の方は平成11年1月までここで生活しており、当時で築20年が経過していました。

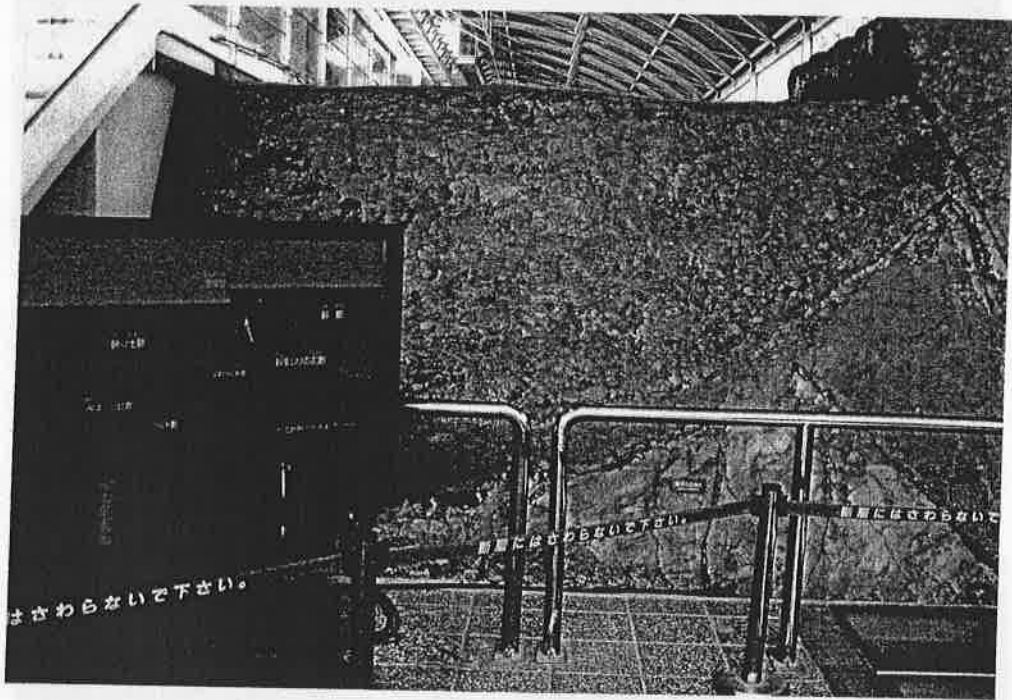
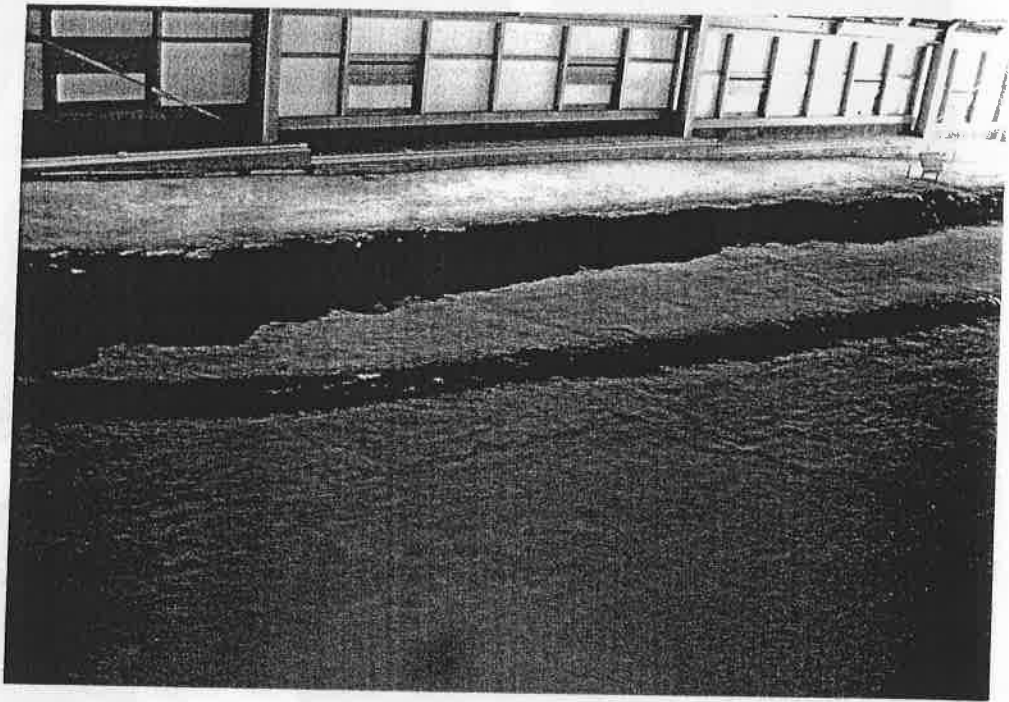
地盤 一階50坪 二階24坪 敷地 389坪

GLI 113









規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：公明党

活動内容等	期間又は月日	8月16日(水) ~ 8月18日(金)	
	支出先	高知市議会議員 寺内憲資	
	目的・内容・結果等	平成29年度 市町村議会議員研修 (8月16日) 1100 入寮受付 1230 開講式 1300~1700 「地方財政制度の基本」 「演習」 (8月17日) 0925~1700 「自治体財政診断の考え方と手法」 「地方財政のよくある質問」 (8月18日) 0925~1430 「財政健全化における川西市の取組み」 「演習」 閉講式 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費	交通費、受講料ほか旅費規程による 36,410 円 研修費 3,600 振込料 486 円	40,496 円
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	40,496 円
	領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

平成29年度 市町村議会議員研修[3日間コース]「地方財政制度の基本と自治体財政」時間割

日付 曜日	1時限 (9:25~10:35)	2時限 (10:50~12:00)	3時限 (13:00~14:10)	4時限 (14:25~15:35)	5時限 (15:50~17:00)	(敬称略) 課外 (17:00~)
8/16 水	11:00~ 11:30~ 12:30~ 入室・受付 屋食 開講式 オリエンテーション	【講義】 地方財政制度の基本 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫	【講義】 地方財政の よくある質問その1 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫	【演習】 意見交換 小西 砂千夫 (注)	17:30~ 交流会	食堂
8/17 木	【講義】 自治体財政診断の考え方と手法 (9:25-10:55) ※90分 北海道総合政策部地域創生局地域づくり担当局長 今井 太志 コーデイネーター 小西砂千夫 (注)	質疑・意見交換 (11:10-12:00)	【講義】 地方財政の よくある質問その2 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫	【講義】 地方財政の よくある質問その2 公会計の活用方法とは 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫	地方財政の よくある質問その3 經常収支比率は80%が適 切か	大教室1
8/18 金	【事例紹介】 財政健全化における 川西市の取り組み (9:25-10:55) ※90分 兵庫県川西市総合政策部長 松木 茂弘 コーデイネーター 小西砂千夫 (注)	質疑・意見交換 (11:10-12:00)	【演習】 (13:00-14:10) ふりかえり 小西 砂千夫 (注)	14:10-14:25 閉講、事務連絡		大教室2

◎日程及び教室等は都合により変更となる場合があります。
(注) 関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

(平成29年8月16日現在)
名札の色：白色、担当：防後、中村

全国研第 321 号
平成29年7月12日

高知県 高知市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

学長 松崎 茂

滋賀県大津市唐崎二丁目1-3番1号

研修受講の決定について

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願
いします。

氏名	寺内 憲資
コース名	平成29年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 「地方財政制度の 基本と自治体財政」
研修期間	平成29年8月16日(水) ~ 8月18日(金)

1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を指定期間内に指定口座へ振り込んでください。
なお、本決定通知をもって請求書に代えさせていただき、別途請求書は発行しませ
ん。

- (1) 納入金額：10,500円 〈内訳〉 研修費(@1,200) 3,600円
食費 4,650円
研修生活動費 2,250円) 6,900
- (2) 指定期間：平成29年8月4日(金) ~ 8月10日(木)
- (3) 指定口座：滋賀銀行 唐崎支店 普通 No.461158
みずほ銀行 大津支店 普通 No.1705329
名義人：ザイ) センコクシヨウリンカンシュウガ イタン
センコクシヨウリンコクサイフンカンシュウヨ
(公財)全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず貴団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

領 収 書

高知市議会議員 様
寺内憲資

金額 10,500 円

但し、

平成29年度市町村議会議員研修[3日間コース]の
「地方財政制度の基本と自治体財政」

研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

平成29年8月16日

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所
分任出納役 前田久永



領収書No. 415

領 収 書 添 付 用 紙

会派名： 寺内 憲資

費 目 名				
1、調査研究費	②、研修費	3、要請・陳情活動費	4、会議費	5、資料作成費
6、資料購入費	7、広報広聴費	8、人件費	9、事務諸費	

〈四銀〉キャッシュサービス
ご利用明細票
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 なだいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。

④ 四国銀行

振込日付 29-08-04 取戻日付 0001 8590
 振込金額 ￥10,500

お振込 ￥10,500

1 0 0 1 0 0 0
 0 0 0 ¥486 ￥14

お受取人 滋賀銀行 唐崎支店 普通 461158
 サイセノクシチヨウソクケンシユウガイ
 タン様
 ご依頼人 コウチシキ カイ テラウチ ノリヨシ 様
 088-823-9400 14:22

※裏面の「ご案内」をご覧ください。

振込み手数料 486円

平成 29 年度 首長・議員等研修
市町村議会議員研修[3 日間コース]
地方財政制度の基本と自治体財政

オリエンテーション資料

平成 29 年 8 月 16 日(水)～8 月 18 日(金)

○ 時間割	1
○ 受講者名簿	2～5
○ 8 月 17 日午前の班分け名簿	6～7
○ 施設案内図	8

○留意事項

1. 受講時

- (1) 携帯電話は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定してください。また、講義中の携帯電話やパソコン等による外部通信はお控えください。
※緊急の場合を除いて、ご連絡は休憩時間をお願いいたします。
- (2) 今回の研修では、講義中の喫煙、飲食は固くお断りしております。
※煙草を吸われる場合は、所定の喫煙所(1F)にてお願いします。
- (3) 講義開始5分前までには、着席してください。
- (4) 所内のパソコンを利用される際は、本体にデータを保存しないでください。保存しても、電源をオフにすると保存したデータは消去されますのでご注意ください。
- (5) 受講者による講義中の録音、写真撮影は禁止しております。
※講義中、研修所職員が写真撮影いたします。撮影した写真は、今後の研修PR用のパンフレット、機関誌、ホームページ等に掲載させていただきます。あらかじめご了承ください。
- (6) 配付する研修資料及び研修所内での個人情報を無断で一般公開することのないよう取扱いに注意してください。

※やむを得ない事由により欠課する必要がある場合は、必ず研修担当者へ欠課承認願をご提出ください。(様式をお渡します)

2. その他

- (1) 研修所内では、常に名札をご着用ください。
- (2) 開催中の研修の時間割及び受講者名簿は研修棟2階講師控室前に掲示しています。
- (3) 課外の外出は可能ですが、門限(午後11時)は必ずお守りください。
- (4) 全日程の受講を前提としており、外泊、途中退所および一時帰庁はできません。
- (5) 研修終了後、アンケートの提出をお願いいたします。

《問い合わせ先》

施設に関すること:総務局(内線 3116)

研修に関すること:防後(内線 3110)、中村(内線 3230)

夜間:管理室(内線 3184)

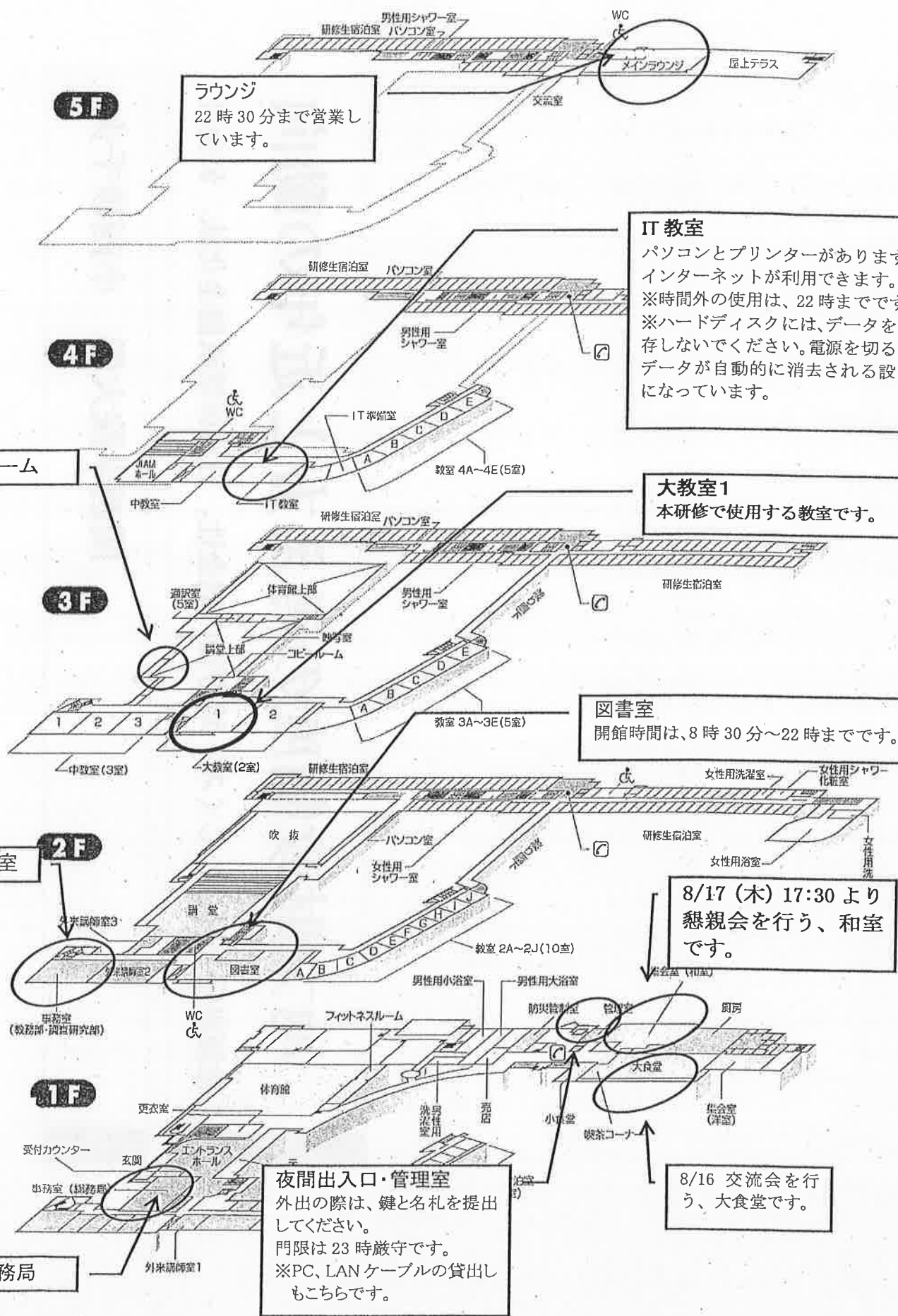
平成29年度 市町村議会議員研修[3日間コース]「地方財政制度の基本と自治体財政」時間割

日付	曜日	1時限 (9:25~10:35)	2時限 (10:50~12:00)	3時限 (13:00~14:10)	4時限 (14:25~15:35)	5時限 (15:50~17:00)	(敬称略) 課外 (17:00~)
8/16	水	11:00~ 11:30~ 12:30~ 入寮・受付 昼食 開講式 オリエンテーション	地方財政制度の基本 関西学院大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫	【講義】 地方財政制度の基本 小西 砂千夫	【演習】 意見交換 小西 砂千夫 (注)	17:30~ 交流会	食堂
8/17	木	【講義】 自治体財政診断の考え方と手法 (9:25-10:55) ※90分 北海道総合政策部地域創生局地域づくり担当局長 今井 太志 コーディネーター 小西砂千夫 (注)	質疑・意見交換 (11:10-12:00)	地方財政の よくある質問その1 臨時財政対策債は本当に 確実に償還できるか	【講義】 地方財政の よくある質問その2 公会計の活用方法とは	地方財政の よくある質問その3 經常収支比率は80%が適 切か	
		【事例紹介】 財政健全化における 川西市の取り組み (9:25-10:55) ※90分 兵庫県川西市総合政策部長 松木 茂弘 コーディネーター 小西砂千夫 (注)	質疑・意見交換 (11:10-12:00)	【演習】 (13:00-14:10) ふりかえり 小西 砂千夫 (注)	14:10-14:25 閉講、事務連絡		
8/18	金						

◎日程及び教室等は都合により変更となる場合があります。
(注) 関西学院大学院経済学研究科・人間福祉学部教授

(平成29年8月16日現在)
名札の色：白色、担当：防後、中村

施設案内図



5F

ラウンジ
22時30分まで営業しています。

IT教室
パソコンとプリンターがあります。インターネットが利用できます。
※時間外の使用は、22時までです。
※ハードディスクには、データを保存しないでください。電源を切るとデータが自動的に消去される設定になっています。

4F

コピールーム

大教室1
本研修で使用する教室です。

3F

図書室
開館時間は、8時30分～22時までです。

教務部事務室

8/17 (木) 17:30より懇親会を行う、和室です。

2F

総務局

夜間出入口・管理室
外出の際は、鍵と名札を提出してください。
門限は23時厳守です。
※PC、LANケーブルの貸出しはこちらです。

8/16 交流会を行う、大食堂です。

地方財政制度の考え方と近年の動向

総額決定と配分のしくみ、地方債の健全性、自治体財政健全化法、公会計

関西学院大学 小西砂千夫

177ル (62年~H2年) 30年ぶり

財政状況 (好転してきている)

表1-1 事務の性格とその区分

	区分	国の関与の類型
地方分権一括法(1999年)に基づく地方自治法の改正以降の事務区分	<p>自治事務 地方公共団体が処理する事務のうち法定受託事務以外のもの。</p> <p>法定受託事務 第1号事務 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果すべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。 第2号事務 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果すべき役割に係るものであって、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特別に定めるもの。</p>	<p>助言・勧告、資料の提出の要求、是正の要求、協議。 その他個別法に基づく関与としての同意、許可・認可・承認、指示については、一定の場合に限定し、代執行、その他の関与についてはできる限り設けない。</p> <p>助言・勧告、資料の提出の要求、同意、許可・認可・承認、指示、代執行、協議。その他個別法に基づく関与についてはできる限り設けない。</p>
地方分権一括法(1999年)に基づく地方自治法の改正以前の事務区分	<p>自治事務 普通地方公共団体は、その公共事務及び法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属するもの外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する 公共事務 普通地方公共団体の目的そのものと考えらえる事務、固有事務とも呼ぶ。 団体委任事務 法律はこれに基づく政令により普通地方公共団体に属する事務であり、中央政府または他の地方公共団体から委任された事務。 その他の行政事務 公共事務、団体委任事務に属さない事務。</p> <p>機関委任事務 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</p>	<p>助言・勧告、資料の提出の要求、是正措置要求、その他個別法に基づく関与。</p> <p>包括的な指揮監督権、認可権・訓令権・監視権・監視権・取消停止権等手段方法について法令の規定不要、助言・勧告、資料の提出の要求、是正措置要求、職務執行命令(代執行)、その他個別法に基づく関与。</p>

事務の性格・国の関与の度合いと国と地方の負担区分の多層的關係

法令に基づく実施の義務付け	地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務		義務付けがされていない事務
是正等に関する国の関与	自治事務		
	法定受託事務		
利害の所在	<p style="text-align: center;">一部または専ら地方の利害に關係のある事務</p> <p style="text-align: center;">↑ 専ら地方の利害</p> <p style="text-align: center;">↓ 国と地方の相互の利害</p>		
国による費用負担の根拠	専ら国の利害に關係のある事務 (地方財政法第10条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるもの(地方財政法第10条) ○ 地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従って実施しなればならない土木その他の建設事業に要する経費(地方財政法第10条2) ○ 災害に係る事務で、地方税法又は地方交付税法によってはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費(第10条の3) 	<p style="text-align: center;">単独事業</p>
	補助事業 国庫委託金	補助事業 国庫負担金	<p style="text-align: center;">単独事業</p>
			<p style="text-align: center;">単独事業</p>
			<p style="text-align: center;">補助事業 国庫補助金</p>

地方財源保障にかかる法律の規定

1. 事務の処理を義務付ける場合の財源措置義務（事務の性格にかかわらず） 地方自治法第232条第2項（経費の支弁等）

法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合には、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

（参考）

地方財政法第13条（新たな事務に伴う財源措置）

地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合には、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

2. 地方行政の計画的な運営のための財源保障 地方交付税法第1条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわすに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

地方交付税法第3条（運営の基本）

- 1 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の確かなは握に努め、地方交付税（以下「交付税」という。）の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補ふことを目途として交付しなければならない。
- 2 国は、交付税の交付に当っては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。
- 3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

3. 国庫負担金事業の地方負担についての財源保障

地方財政法第11条の2（地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入）

第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分（第十条第十三号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき部分にあっては、介護保険の財政安定化基金拠出金をもつて充てるべき部分を除く。）は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。（以下、略）

地方交付税率（法定率）に関する規定

（交付税の総額）

第6条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の29.5並びにたばこ税の収入額の100分の25をもって交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ100分の32、消費税の収入見込額の100分の24並びにたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（交付税の種類等）

第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第2項の額の100分の94に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第2項の額の100分の6に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第6条の3 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

交付税財源の不足に対応するための折半ルールの考え方

(地方財政の逼迫や小規模団体への配慮等から、地方財源を加算し、相応する歳出を地方財政計画に計上)

別枠加算

(国の制度改革に伴う財政需要の増額等に対応して、交付税財源を国税5税収入とは別に加算するもの。地方交付税法の附則に財源手当の所要額等が書き込まれている)

一般会計加算
(既往法定分等法定加算と呼ばれる)

(一般会計加算は、法定加算・臨時財加算のどちらであっても、現在の国税収入の状況では結果的に国が赤字国債で財源手当てされることとなる)

国負担分
(2分の1)

一般会計加算
(臨時財政対策分臨時加算と呼ばれる)

いわゆる折半対象分

財源対策債

(投資的経費を充当する地方債の割合を高めるために発行される地方債であり、その元利償還金は50%分が、後年度の基準財政需要額に発行実績に応じて算入され、残りの50%分も、基準財政需要額の単位費用に追加される)

地方負担分
(2分の1)

臨時財政対策債

臨時財政対策債

臨時財政
対策債
合計額

(過去に発行した臨時財政対策債に係る元利償還金相当額の財源不足額は臨時財政対策債で対応することとされている。それを折半対象分に含めると、累積ベースで見ると「折半」にならないという理由から。そのほか、いわゆる決算乖離是正に対応する一般財源分の一定割合については臨時財政対策債で対応することとされている)

地方の一般財源総額について

基本方針2006(平成18年)

(2) 過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等(一般会計ベース)について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準、地方の財政収支の状況、国の一般会計予算の状況、地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ、適切に対処する。

(3) これにより、上記の歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保する。

財政運営戦略(平成22年)

地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

基本方針2013(平成25年)

(地方財政の健全化、自立促進)

地方財政を健全化し自立を促進する。このため、地方税収を増やすなど歳入を充実し、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図るなど、歳入・歳出両面の改革に取り組みとともに、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する。また、不交付団体数をリーマンショック以前の水準にすることを目指す。

基本方針2015(平成27年)

地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

図表28-地方財政計画上の地方公務員の計画人員

計画人員	10年度	13年度	17年度	20年度	23年度
	計画人員(人) 10年度=100	計画人員(人) 10年度=100	計画人員(人) 10年度=100	計画人員(人) 10年度=100	計画人員(人) 10年度=100
1 義務教育教職員	723,779	706,211	705,084	703,355	705,989
(1) 小学校教職員	426,142	420,777	426,935	425,390	422,352
(2) 中学校教職員	259,968	247,316	239,837	239,191	242,365
(3) 特別支援学校教職員	37,669	38,118	38,312	38,774	41,272
2 非義務教育教職員	270,600	269,547	256,713	239,368	237,879
(1) 高校教員(特別支援学校高等部含む)	233,941	231,484	218,497	210,481	211,840
(2) 大学教員	11,627	12,767	12,942	4,671	2,756
(3) 幼稚園教員	25,032	25,296	25,274	24,216	23,283
3 警察官	225,831	228,261	243,261	248,249	250,909
4 消防職員	141,764	143,055	144,153	147,153	158,327
5 一般職員	1,162,480	1,155,701	1,107,496	1,030,303	997,786
(1) 高校事務職員等	37,977	37,362	35,773	34,409	33,858
(2) 警察事務職員	26,723	26,476	25,404	24,815	24,524
(3) その他一般職員	1,092,497	1,087,280	1,042,386	967,576	936,246
(4) 補助職員等	5,283	4,583	3,933	3,503	3,158
合計	2,524,454	2,502,775	2,456,707	2,399,747	2,350,890
					93.1

3 地方財政計画と地方交付税の関係

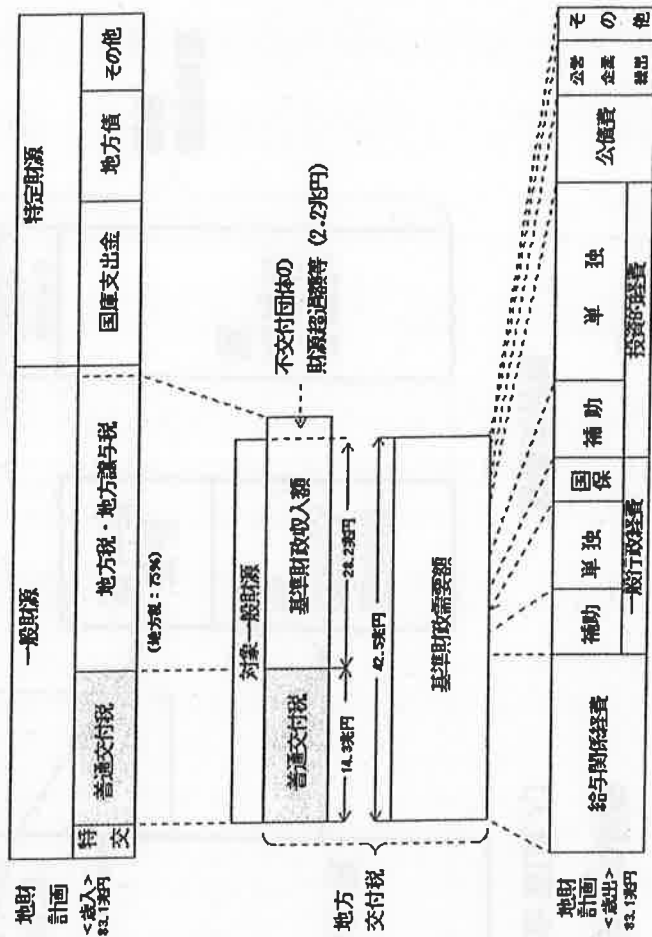
- 地方交付税の総額は、国税5税の一定割合を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。(平⑩の基準財政需要額 42.5兆円のうち、地方税等対応分が約7割、地方交付税対応分が約3割)。
- その際、地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については財政需要額への算入が義務。
- 各地方団体の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた調整が算定と、実際の事業費に即応した動的算定があるが、基準財政需要額の算定方法は交付税総額に影響しない。

地方財政法第11条の2

＜地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入＞

第十條から第十條の三までに規定する経費のうち、地方公共団体が負担すべき部分は、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

地方財政計画と地方交付税の関係 (平成19年度)



地方財政計画と基準財政需要額の関係

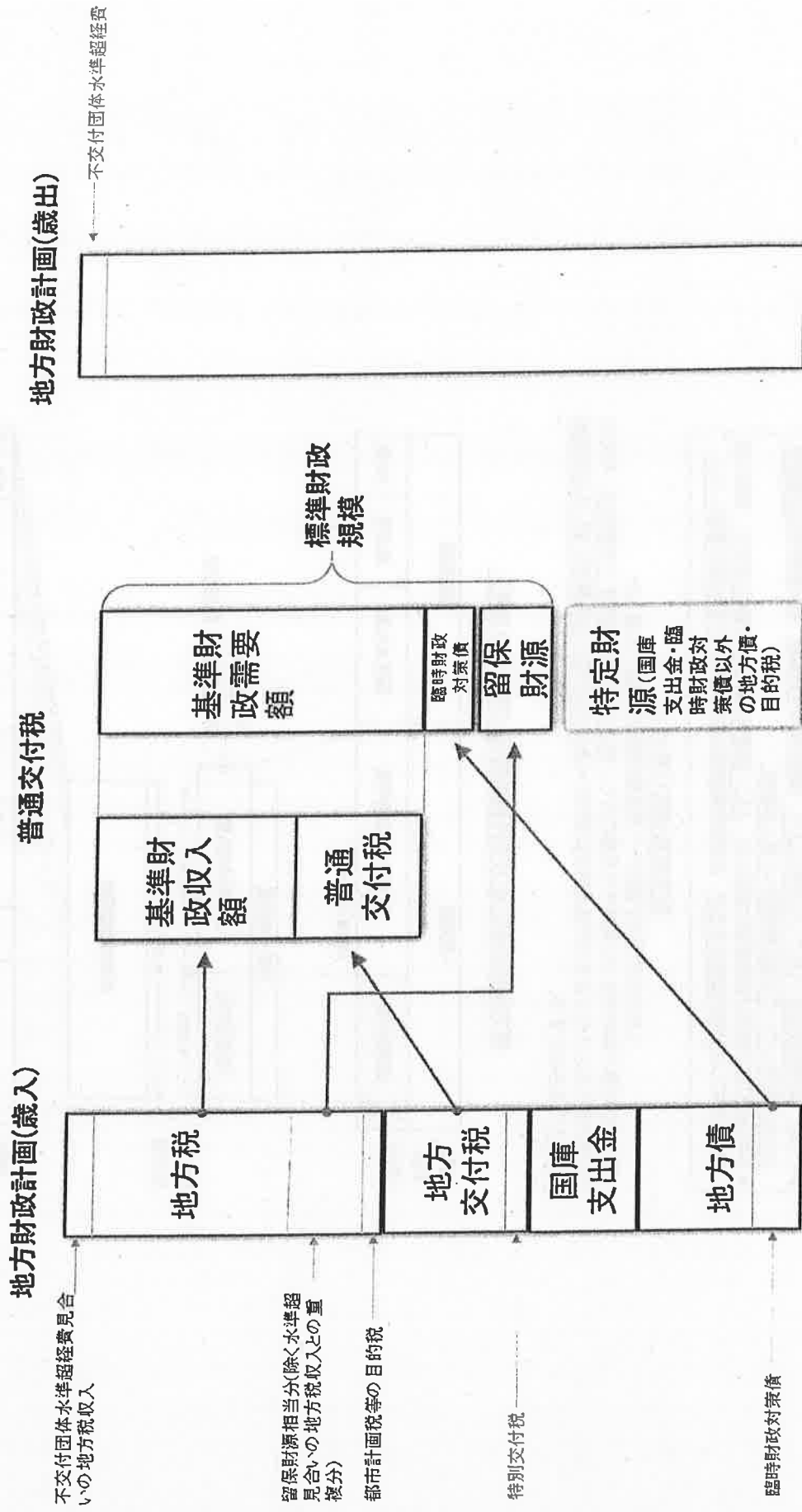
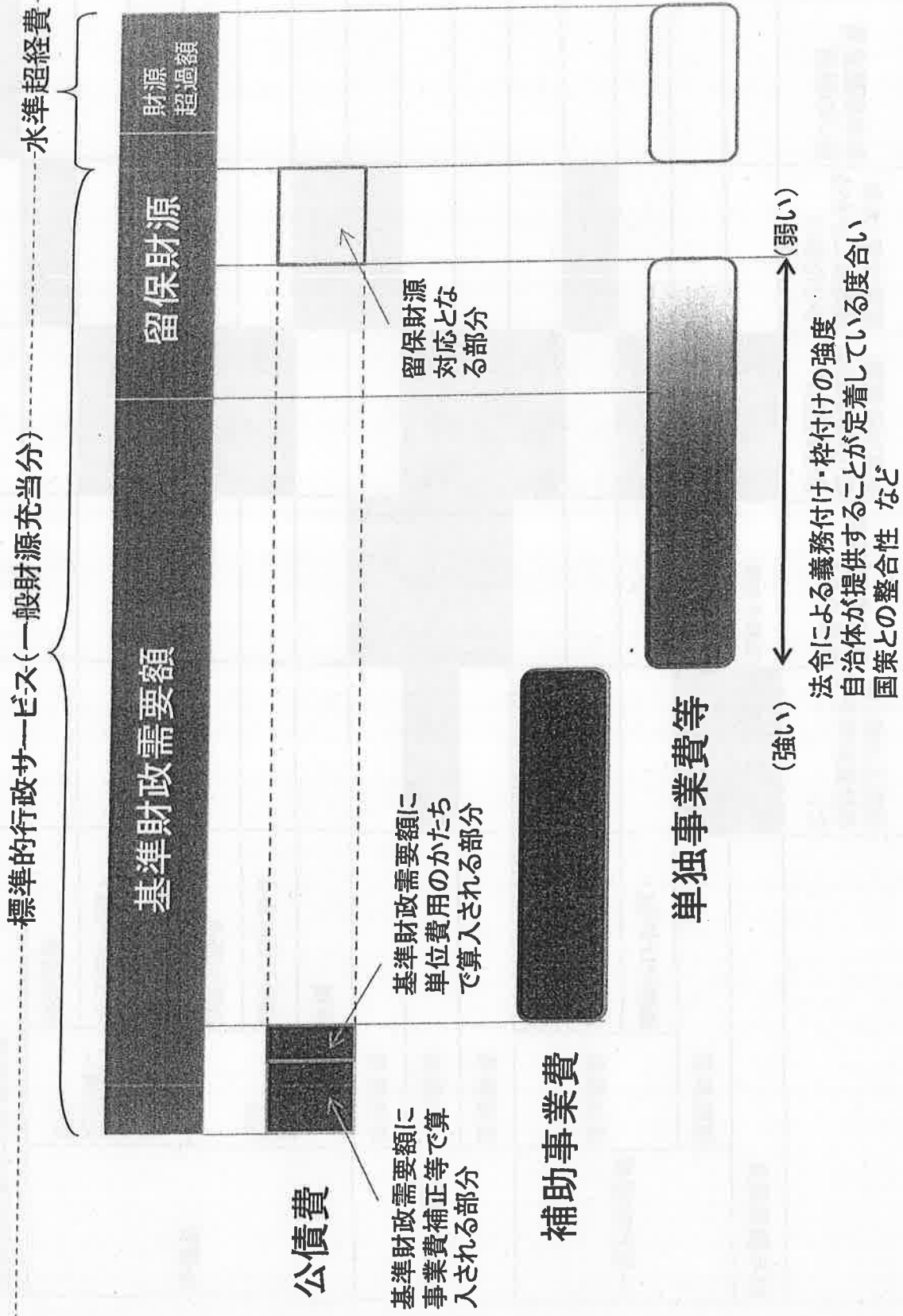


表1 地方歳出と充当する財源の考え方

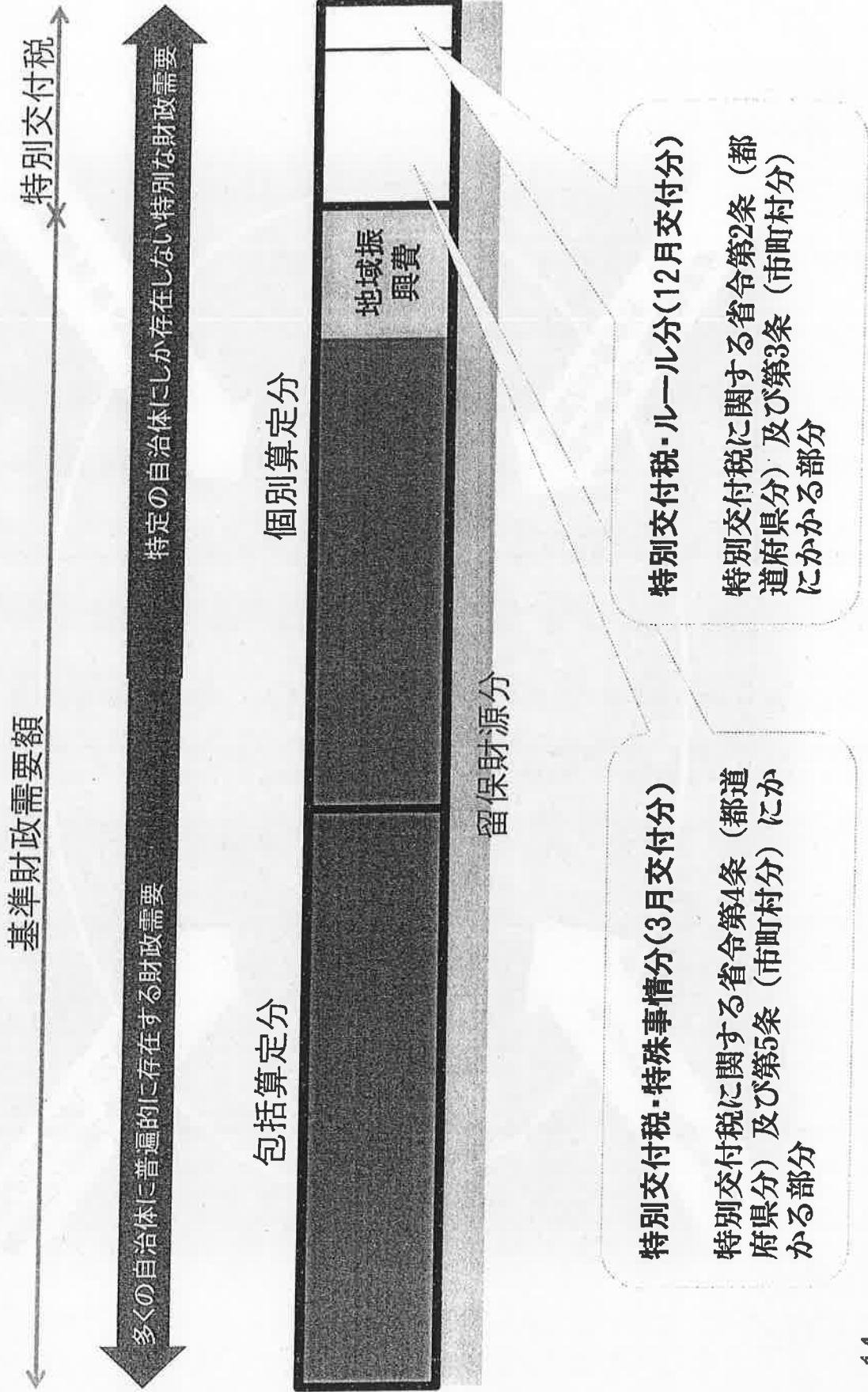
	特定財源		一般財源		
	国庫支出金(都市計画税等を含む)	地方債(建設地方債のみ) (退職手当債)	基準財政需要 類(臨時財政対 策債割落前)	留保財源(水準 超経費にかか る部分を除く)	水準超経費見 合いの財源
給与関係経費					
一般行政経費	補助事業				
	単独事業	義務付けが強い			
		義務付けが弱い			
		政策として定着・国策との 整合性の強さ			
直轄事業					
補助事業					
単独事業					
公債費	建設債に 係る	原則			
		財源不足に係る			
	非建設債 で財源不 足解消に 係る	政策的優遇			
		交付税の代替			
		地方税の代替			
	特例措置				
不交付団体の水準超経費					

備考)主たる財源は濃い色、従たる財源は薄い色で示している。

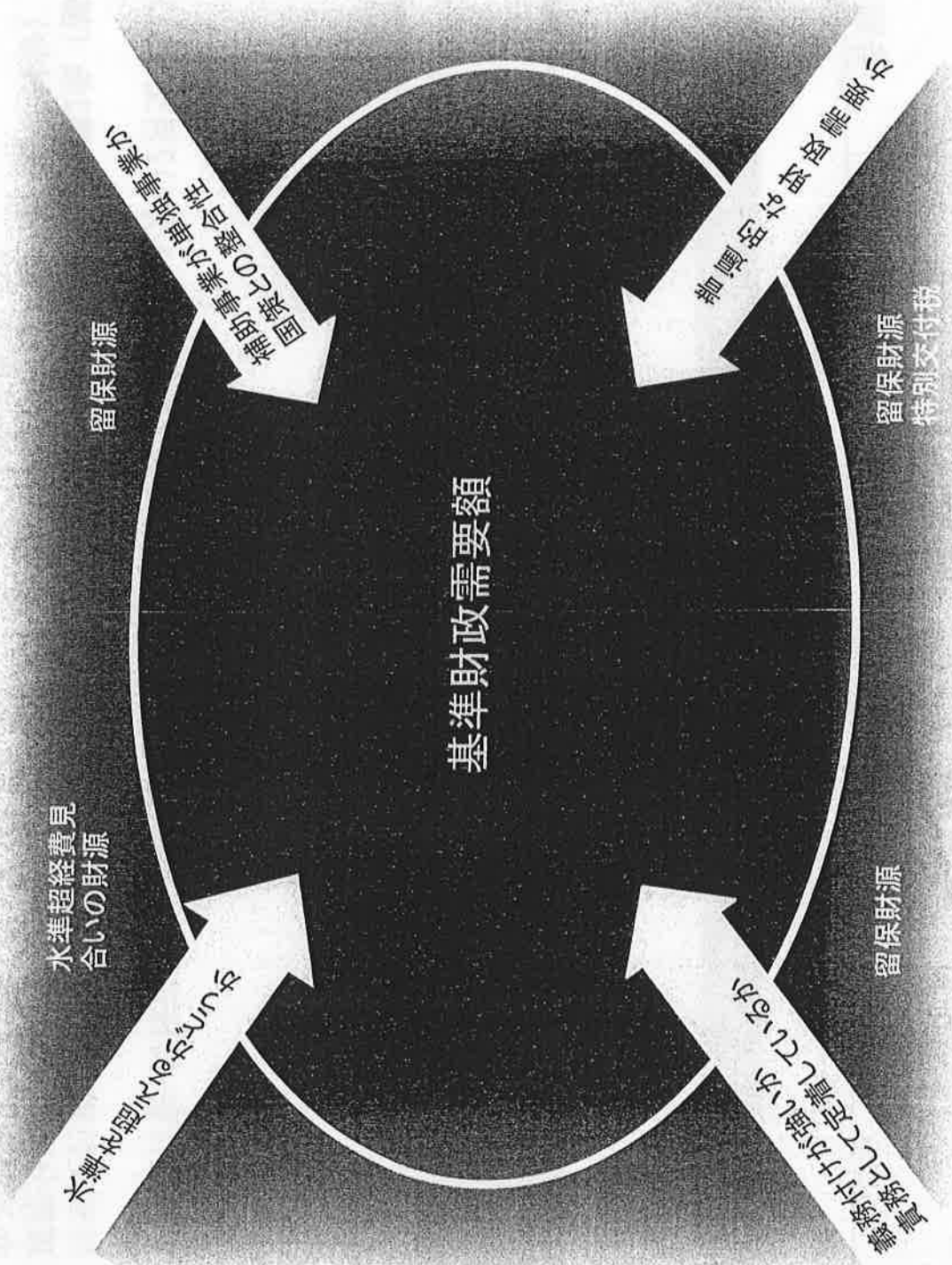
一般行政経費と公債費に対する基準財政需要額の算定の考え方



普通交付税と特別交付税の関係

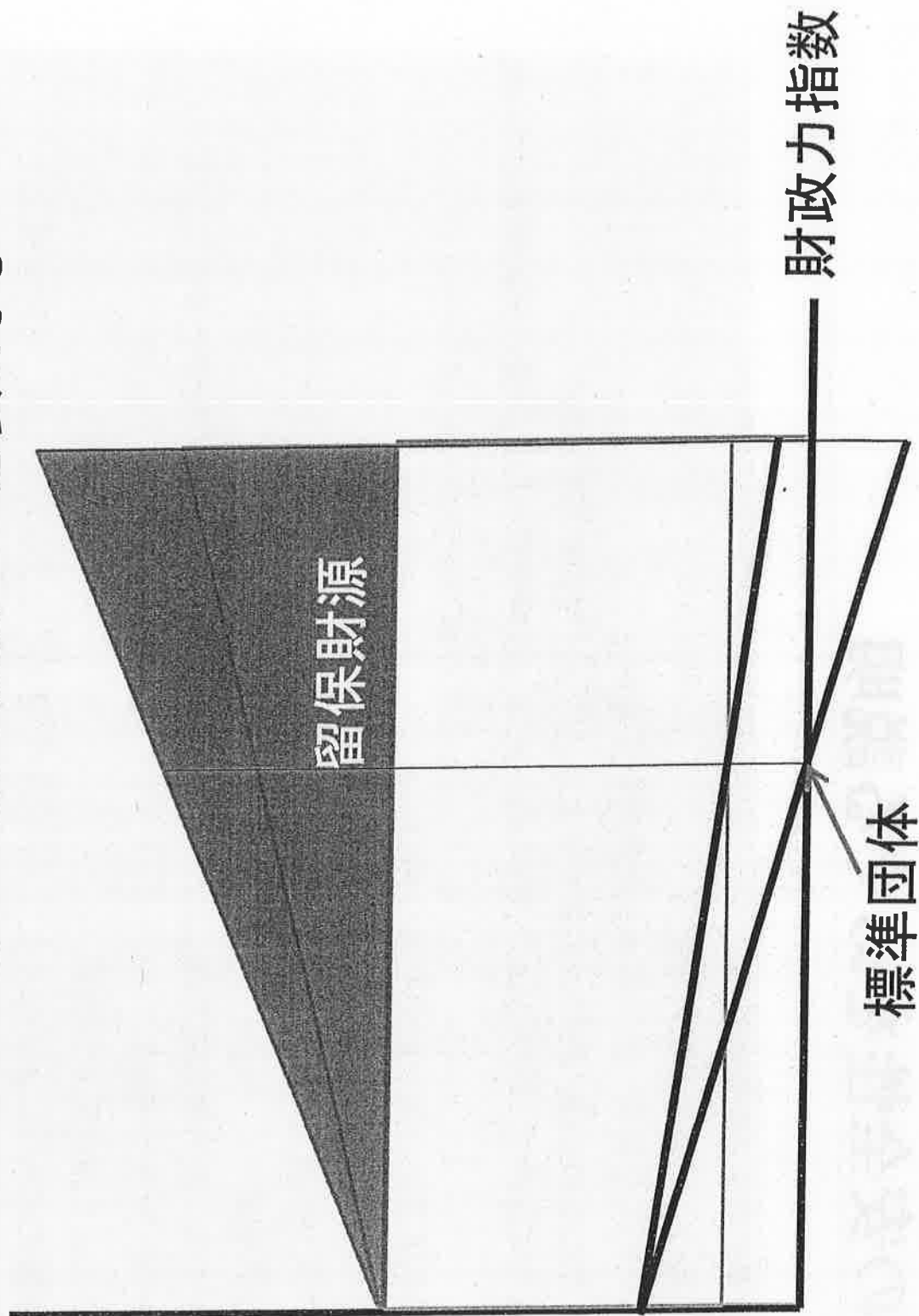


財政需要のうち基準財政需要額があたりべき部分



留保財源が毎年度変化するなかで、基準財政需要額
+ 留保財源を毎年度、衡平に配分するためには、
単位費用と補正係数の微調整が必要となる

財政需要



地方債の安全性をめぐる説明

- ①地方債の元利償還に要する財源の確保
自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入
→地方債の元利償還に必要な財源を国が保障
- ②早期是正措置としての起債許可制度
実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
赤字団体への起債制限
→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限
- ③財政の早期健全化、財政の再生
財政指標の公表による情報開示の徹底
財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

地方財政における建設公債主義

地方財政法

(地方債の制限)

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

1. 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
2. 出資金及び貸付金の財源とする場合（出費又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
3. 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
5. 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

(地方債の償還年限)

第5条の2 前条第5号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。

地方財政法施行令

第6条 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

総務省告示によって充当率を提示

バランスシートは基本的に債務超過にならない(＝当期利益にあたるものは基本的に黒字となる＝減価償却分の収入は確保できる)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・ フロー指標：
実質赤字比率、連結実質赤字比率、
実質公債費比率
- ・ ストック指標：
将来負担比率＝公社・三セク等を合
めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し
公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）、
外部監査の要求の義務付け
- ・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・ 早期健全化が著しく困難と認められる
ときは、総務大臣又は知事が必要な動
告

公営企業の経営の健全化

早期健全化基準

25%

- 都道府県：3.75%
- 市町村：11.25～15%
- 都道府県：8.75%
- 市町村：16.25～20%
- 都道府県：400%
- 市町村：350%

経営健全化基準

20%

資金不足比率
(公営企業ごと)

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外
部監査の要求の義務付け
 - ・ 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同
意を求めることができる

【同業種】
・ 改善後旧事業等を除き、地方債の総償を制限

【同業者】
・ 収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画
期間内である地方債（再生支援特例債）の償還可
能な額が計画に適合しないと認められ
る場合等においては予算の変更等を勧告

(財政悪化)

財政再生基準

35%

- 都道府県：5%
- 市町村：20%
- 都道府県：16%
- 市町村：30%

3年間(平成21年度から平成23
年度)の経過的な基準
都道府県は25%→25%→20%
市区町村は40%→40%→35%
を設けている。

指標の公表は2007年度決算から、
財政健全化計画の策定の義務付け等は2008年度決算から適用

実質公債費比率の考え方

- 公債費充当一般財源等額(繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)
- + 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等
- + 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
- + 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- + 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- + 一時借入金の利子

標準財政規模

- 標準税収入額等
- + 普通交付税額
- + 臨時財政対策債発行可能額

PF事業に係る債務負担行為に係るもの

- + いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの
- + 国営土地改良事業並びに独立行政法人緑資源機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金
- + 地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料
- + 社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助
- + その他これらに準ずると認められるもの
- + 利子補給に係るもの

の3力年平均

基準財政需要額に算入される公債費・準公債費

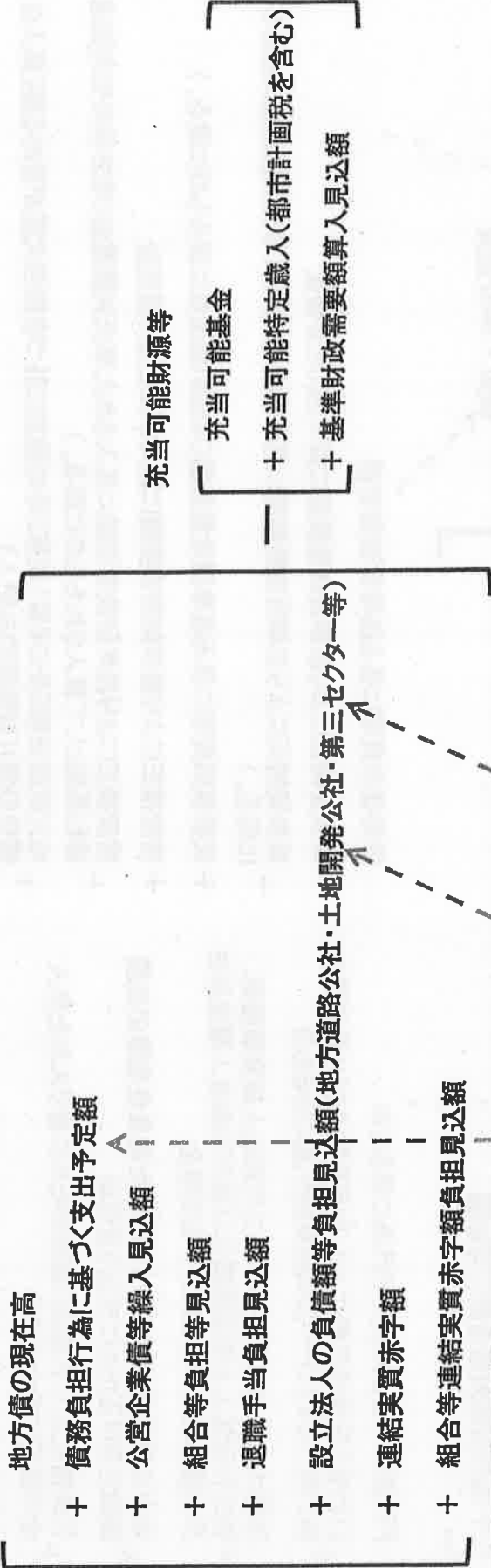
基準財政需要額に算入される公債費・準公債費

基準財政需要額

- + 災害復旧費等に係る基準財政需要額
- + 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- + 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)
- + 災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
- + 密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金
- + 密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
- + 地方財政法第5条の4第1項第2号の規定に基づき総務大臣が定める額(算入公債費の額)(特別区のみ記入)
- + 地方財政法施行令第12条の規定に基づき総務大臣が定める額(算入準公債費の額)(特別区のみ記入)

将来負担比率の考え方

将来負担



標準財政規模

- 標準税収入額等
- + 普通交付税額
- + 臨時財政対策債発行可能額

算入公債費等の額

- 基準財政需要額に算入される公債費・準公債費

PFI事業に係るもの

- + いわゆる五省協定等に係るもの
- + 国営土地改良事業に係るもの
- + 緑資源機構等が行う事業に係るもの
- + 地方公務員等共済組に係るもの
- + 依頼土地の買い戻しに係るもの
- + その~~他~~上記に準ずるもの

① 損失補償の対象となっている法人への貸付金に関し、総務省が示す経営状況区分の基準にしたがって貸倒れの危険率に関する該区分を判定(当該判定は監査委員の審査の対象)して評価。

② ①で判定した区分に対応した算入率(引当率に相当)を損失補償額に乗じて得た額に、更に損失補償契約の内容に応じた損失補償率を乗じた額を当該損失補償に係る将来負担額とする。さらに、次の方法に拠ることもできる

① 実行対象となる可能性がある損失補償額の債務残高を把握する。

② ①に係る損失補償額を含め、当該法人の負債を把握する。

③ ②に充当可能な資産を適正な評価により算定し合算する。

④ ②から③を控除した額が、実行対象となる可能性がある損失補償額より小さければ当該額を、大きければ実行対象となる可能性がある損失補償額を、将来負担額とする。

販売用土地等の評価損相当額

平成29年度市町村議会議員研修(全国市町村国際文化研修所)
「地方財政制度の基本と自治体財政」

財政健全化における川西市の取り組み

平成29(2017)年8月18日

川西市 総合政策部長

松木 茂弘

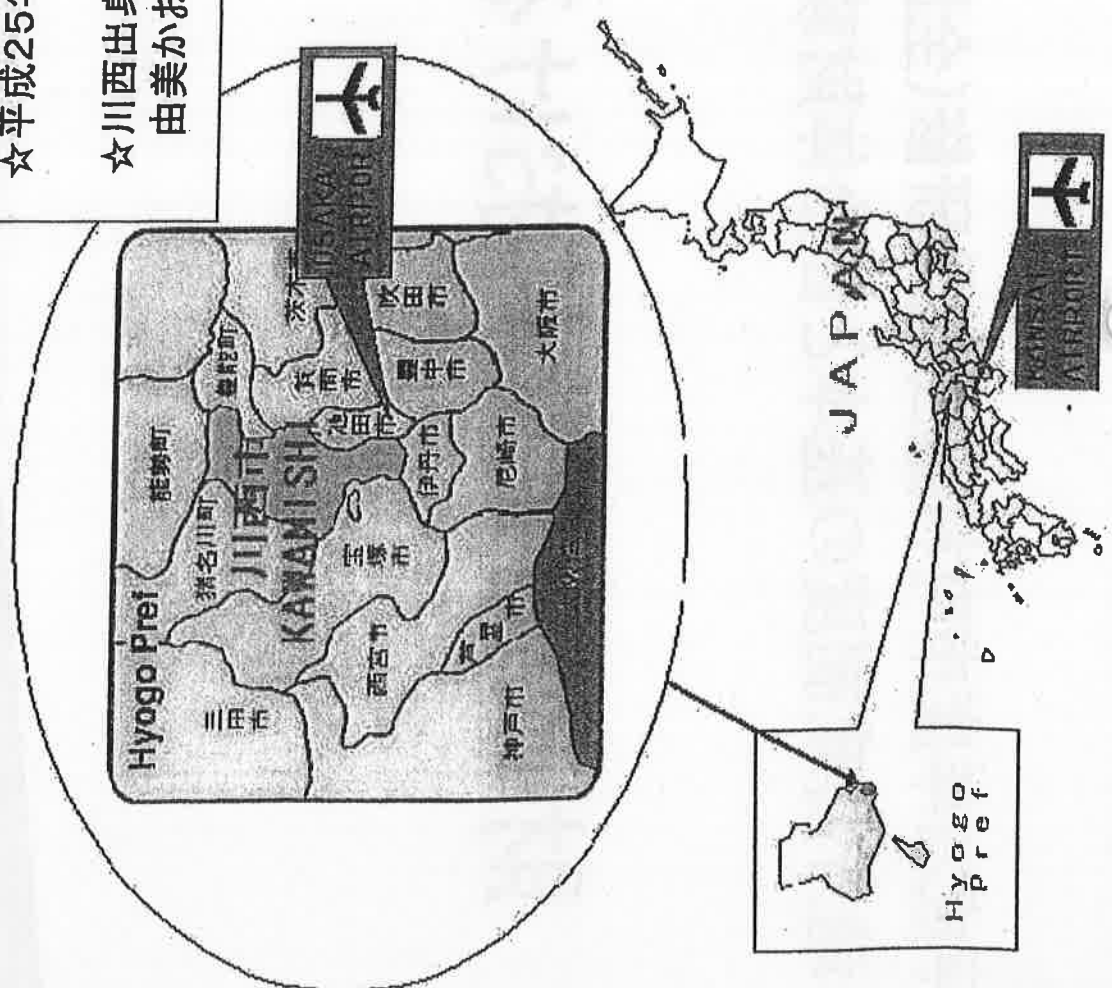
1. 川西市の概要

☆兵庫県の南東部に位置し、大阪経済圏のベッドタウンとして発展

☆昭和40年代の大規模住宅地の開発により人口が急増

☆平成25年度より、第5次総合計画がスタートする

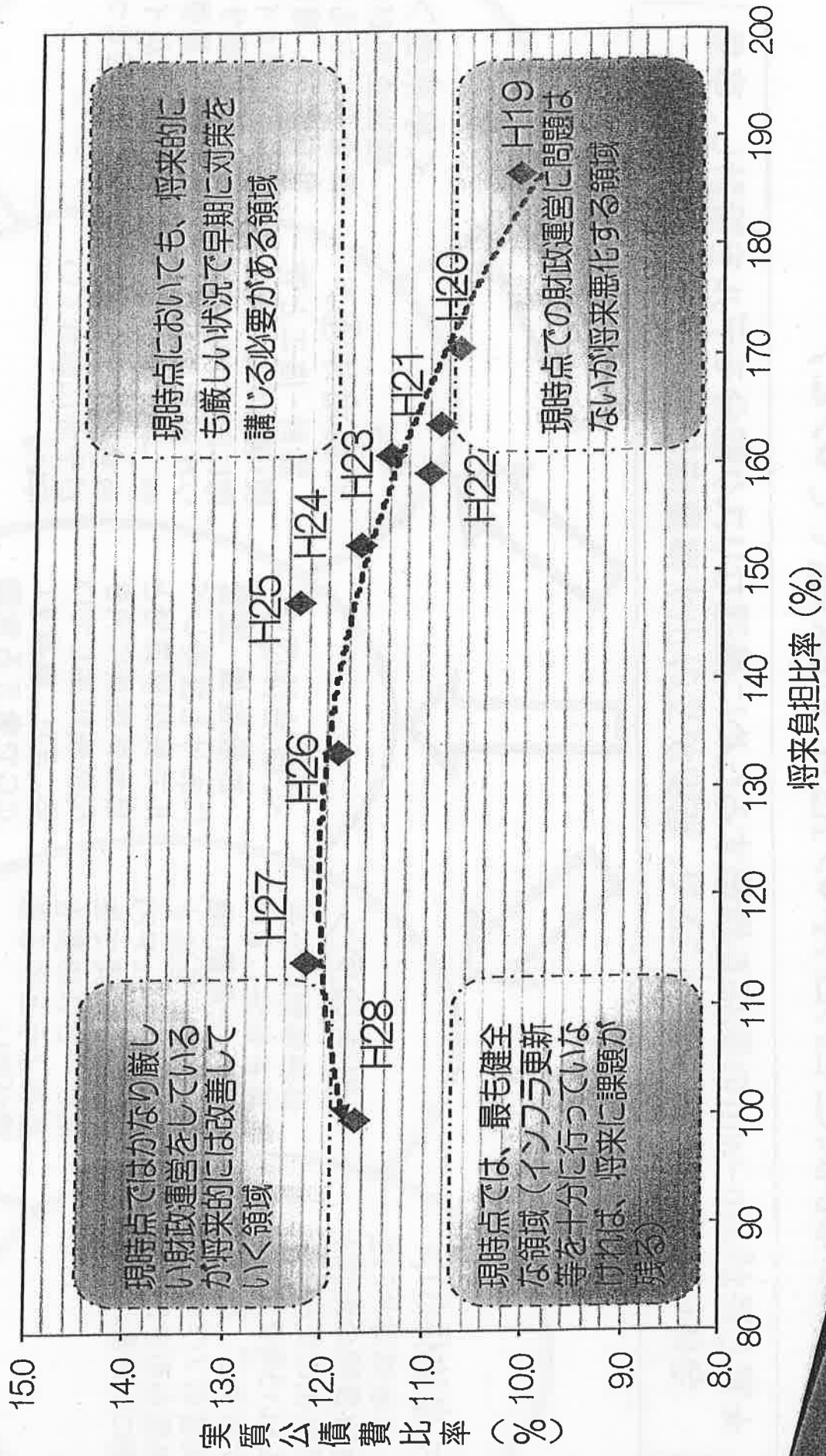
☆川西出身の著名人 古田敦也(元プロ野球選手)、松下奈緒(女優)
由美かおる(女優)、西畠清順(プラントハンター)



市域面積	: 53.44km ²
人口	: 159,412人(H29.3.31)
普通会計決算規模(H28決算歳出)	530億円
税収	199億円
地方交付税	67億円
人件費	99億円
公債費	55億円
職員数(普通会計)	931人
経常収支比率	98.5%
実質公債費比率	11.7%
将来負担比率	99.6%
財政力指数	0.737
積立金現在高	32億円
地方債現在高	617億円

2. 川西市の財政状況

○ 実質公債費比率と将来負担比率による財政状況の経年変化



⑦PFIの現状と自治体の抱える課題(その2)

★官と民がwin-winの関係を構築するために最適なりスク配分モデルを設計し、事業全体の事業リスクを抑えることで、施設が生み出す事業価値の最大化をめざす

＜自治体①＞

自治体はPFIを財政負担の削減と平準化のための手法という考えから抜けて出せず、民間事業者のノウハウや発想を引き出す姿勢にかける。

＜自治体②＞

自治体側に公共事業を発注しているといった意識(発注する官、受注する民)があり、PFI事業者と共同で住民サービスの高めようとする意識が低い。

＜自治体③＞

施設整備・運営における技術レベルで民間事業者と自治体職員に大きな格差が生じている。また、事業をSCCで考える意識が低い。

＜自治体④＞

設計・施工と管理・運営の2つの段階においてモニタリングが重要となるが、それぞれを担当する部署の連携が十分に図れていない。

＜事業者＞

建設企業が代表企業になる場合が多い。建設することがメインとなり、住民サービスで最も重要な運営企業がインシニアチズをとっていない。

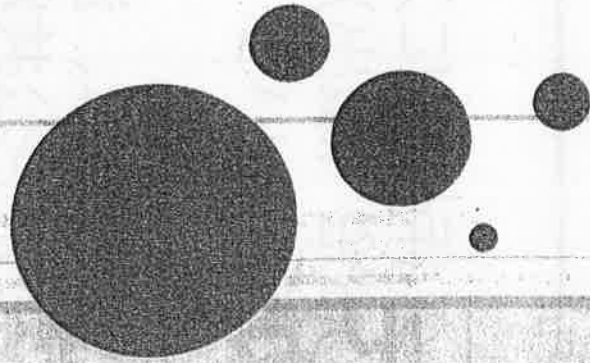
H29.8.17

全国市町村国際文化研修所
市町村議会議員研修

自治体財政診断の 考え方と手法

北海道総合政策部
地域づくり担当局長

今井 太志



「赤字」があるとは

1年の間に入ってきたお金（歳入）より、使ってしまったお金（歳出）が多い場合、その余計に使ってしまった額を赤字という

自治体は、法や条例に基づき、住民が支払うことを了解した税や公共料金を基本的な歳入として、議会の議決を得た予算に従って支出する仕組みとなっている

赤字があるということは、この大原則に反した状態



赤字になる時はどんなときか

原因1. 病院事業の失敗

原因2. 土地造成・販売事業の失敗

原因3. 観光事業・第3セクター事業の失敗

一般会計で借金をしすぎて、支払いに困ってしまつて赤字になるというのは、概念的にはありえても、現実的にはありえない

受講証明書

団体名 : 高知県 高知市

所属・氏名 : 高知市議会 議員 寺内 憲資

研修名 : 平成29年度市町村議会議員研修 [3日間コース]
「地方財政制度の基本と自治体財政」

期間 : 平成29年8月16日(水) ~ 平成29年8月18日(金)

上記の研修を受講したことを証明します。

平成29年8月18日

全国市町村国際文化研修所
学長 松崎 茂

